

ACT

ASIAN COMMUNITY TRUST

年次報告2010





公益信託アジア・コミュニティ・トラスト
年次報告 2010

©ACC21

目次

運営委員長あいさつ・事務局長あいさつ	1
2010年度ACTの活動概要	2
2010年度(平成22年度)事業報告	4
2010年度(平成22年度)収支報告	19
アジアの人々に“愛”を届けませんか	22
「特別基金」のご紹介	23
ACTとは	24
最新情報	25

●発行日 2012年1月16日

●編集・発行

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)

〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館1階

アジア・コミュニティ・センター21 (ACC21)内

Tel: 03-3945-2615 Fax: 03-3945-2692

E-mail: act-info@acc21.org

URL: <http://acc21.org/act>

●編集デザイン 有限会社プリントヒル Tel: 03-3358-5460

●印刷 株式会社プリンティングサービス Tel: 03-3856-0811

表紙写真「青空教室」

撮影：森田徳忠氏

((特活) アジアの誇り・プレアビヒア日本協会 会長)

このような風景はカンボジアではどの村でも町でも、目にすることが出来る。優しさと謙虚さがその根底に見える。カンボジアは憲法で仏教を国の宗教と謳っている珍しい国である。ポルポト時代の苦しい時期を経てようやく平和を手にした人達の建国の精神がそこに見える。

私はそれをはっきりと言えるこの国の知恵と勇気を素直に受け入れる。こうした社会であれば“知恵と勇気を国の幸せ度を量る尺度にしよう”、そういった運動を起こす聡明さと勇気を持ったリーダーがやがて出るかも知れない。勇気とは前向きに歩くと言うことであり、立ち止まらない知恵がそれを支える。

カンボジアにはそういった土壌があるように思える。それをカメラに収めることが出来ればといつも願っている。

……森田徳忠

●運営委員長あいさつ

アジア諸国と共に成長する時代へ

大場智満 (財)国際金融情報センター 顧問

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) の活動にご支援、ご協力をいただき、御礼申し上げます。2011年は、日本に暮らす多くの人々にとって、忘れられない一年となったと思います。2011年3月11日の東日本大震災の地震と津波により、多くの尊い命が失われました。さらに福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による被害の拡大、そして現在も時折起こる余震や誘発地震で、心休まらない方も多いことでしょう。

この東日本大震災で寄せられた義援金*は3,403億円にのぼり、募金総額の約9割がすでに都道県に送金されました。また義援金だけでなく、NPO や NGO が行う緊急、復興支援活動を応援するための支援金も幅広く集まったと聞いています。

ACT はアジアの開発途上国における支援を目的にした公益信託ですので、東日本大震災の被災地へ直接的な支援はできませんでしたが、しかし、インド洋津波の被災地支援で培ったネットワークを活かし、今後起こりうる災害での被害と犠牲を最小限にとどめるためにも、インド洋津波被災国と日本の被災地の人々が、コミュニティ・レベルでの防災システムや教育活動、精神ケア、長期的な復興活動などについて互いの経験を持ち寄り、防災システムなどを共につくりあげる活動ができないものかと考えております。

今後アジア域内では自由貿易協定等をめぐり、国境を越えた新たな動きが出てくるでしょう。それとともに貧富の格差や環境破壊、資源の取奪などの問題も増えることが予想されます。31年目に入った ACT は、こうした新しい問題にも積極的に取り組み、アジア諸国との新しい関係づくりに寄与していきたいと考えています。

今後ともご協力賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

*日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団への義援金の総額(2011年12月9日の厚生労働省発表資料に基づく)。

●事務局長あいさつ

草の根レベルでの交流と協力の大切さ

伊藤道雄 (特活)アジア・コミュニティ・センター21 代表理事

大場委員長のご挨拶にありますように、東日本大震災では、ACT が活動している国の助成先や NGO 関係者から、われわれの安否を心配する電話や E メール、被災者への哀悼のメッセージ、また ACT 事務局をつとめる私共の団体 (ACC21) を通じた被災地支援のためのご寄付の申し入れなど、物心両面での様々なご支援をいただきました。

日本はアジアの人々の開発努力を支援する側でしたが、今回の震災では逆に支援される立場になりました。なかでも市民レベルで支援活動にいち早く動いてくれたのは、アジアの仲間たちです。本年次報告書 18 ページでご紹介していますように、ACT が支援を続けている、インド洋津波の被災地域の住民と実施団体から数々のメッセージをいただきました。また、決して余裕のある暮らしをしているとはいえない南インドの 1,700 人にも上る農民たちが、被災地の状況を聞いて涙し、大切なお金を持ち寄り寄付してくださいました。

私自身も4月中旬に宮城県石巻市でボランティア活動を行い、現地の凄惨な状況を目の当たりにしました。また、私が代表理事を務める ACC21 では日本に留学しているアジア諸国からの学生による被災地域でのボランティア活動を支援し、7月中旬から10月末の間に101人を派遣しました。留学生たちは、困難な状況にあっても互いに思いやりを忘れない東北の人々の態度に感銘を受けるなど、別の側面から新しい日本を発見し、学んだようです。こうした一連の助けあいの活動を通じ、草の根レベルでの人間の交流と協力の重要性を再認識しました。

今後も ACT を通して、日本とアジア諸国の人々が相互に関わりあい、学びあい、そして助けあう活動を応援していきたいと思っています。

2010年度 ACTの活動概要

ACTでは、2010年3月と12月の運営委員会を経て決定した7カ国21事業（決定助成額3,362.4万円）に助成活動を行いました。助成総額は06年度以降増加を続けており（**グラフ1**）、過去31年間では05年度（3,530.9万円、20件）、91年度（3,456.9万円、31件）に次ぐ3番目の規模となりました。

全21件の事業分野は、教育・青少年の育成（子どもから成人までの幅広い教育活動）が約42%と最も多く、次いで保健・医療（17%）および社会開発（17%）、農村開発（15%）、適正技術（7%）、自然環境の保護（2%）となりました（**グラフ2**）。

ACTが助成活動を開始した80年度から2010年度までの助成件数合計は474件となりました。対象国および地域別件数は**グラフ3**のとおりです。

「アジア民衆パートナーシップ支援基金」による助成開始

09年8月に新しく設定された特別基金「アジア民衆パートナーシップ支援基金」（設定金額：2,000万円）による助成事業が、

10年度より始まりました。

同基金は、アジア、とくに日本が第二次世界大戦中に多大な被害を与えた東アジアの民衆（小農民、土地なし農民、小漁民、労働者、スラム居住者、社会的に差別を受けている人々、その他社会的な諸権利を享受できないでいる人々）と日本の人々が交流し、経験・知見の共有を通して共に成長・発展しようとする諸活動を支援することを目的としています。

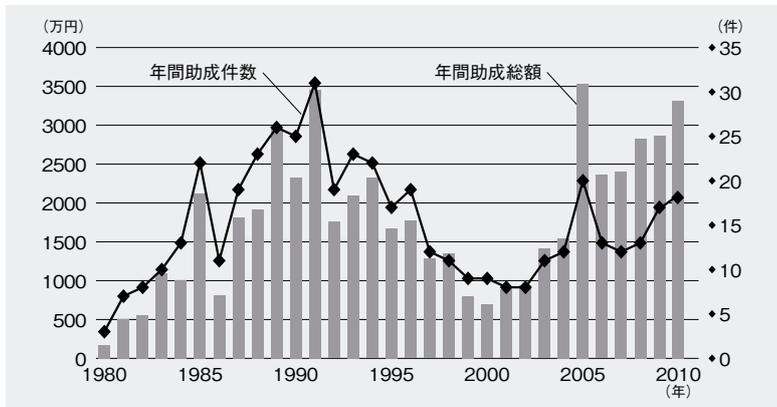
初年度となる10年度は、基金設定者の上記の思いに基づき、アジアの人々との連携・協力に取り組む事業計3件（250万円）の助成を行いました。

1件目は、鉱山開発の影響を受けるフィリピン・ルソン島北部の山岳地域で支援活動を行う「(特活) WE21ジャパン」が実施する事業で、環境に配慮した農業の実践的な研修のほか、日本の鉱山開発の歴史と環境修復活動の経験共有にも重きを置いて活動しました（詳細は p.10上段参照）。

2件目は、第二次世界大戦中に日本軍によって性暴力を受けたフィリピンの元「慰安婦」の証言を記録する「フィリピン元「慰安婦」支援ネット・三多摩（ロラネット）」の事業に対して助成を

グラフ1

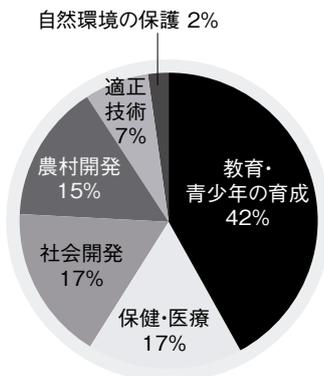
ACTの助成件数・助成総額の推移（1980～2010年度）
（年間助成総額は、年間助成決定額の合計）



ACT事務局による新規のインド津波復興事業発掘現地調査

グラフ2

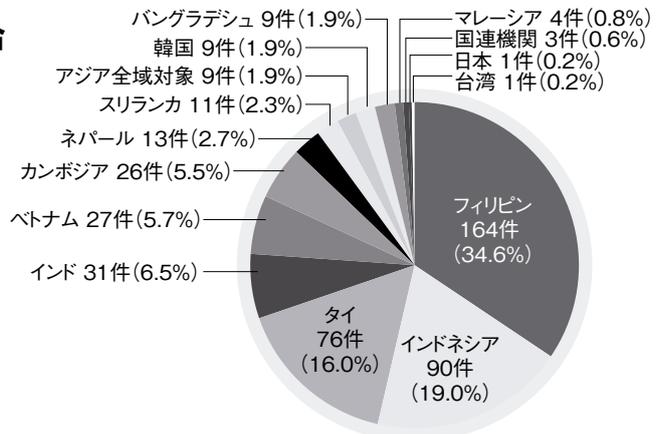
2010年度の事業分野



（1つの事業で複数の分野にわたっているケースもある）

グラフ3

助成対象国／地域別件数と割合
（1980～2010年度、合計474件）



行いました。記録された証言はドキュメンタリーとなり、日本各地でその予告編が上映されました(詳細は p.10 下段参照)。

3件目は、「研修生」「技能実習生」として来日したアジア諸国出身者の権利が十分に保障されていない問題に取り組む「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」による事業で、国内外の団体や機関と連携したり、国連人権理事会で問題提起を行うなどして、研修・技能実習生をめぐる問題解決を国内外に強く働きかけました(詳細は p.15 下段参照)。

本基金では、今後もアジアの人々と日本の人々の架け橋となるような事業を積極的に支援していきます。

津波復興支援6年目ー「被災者間の経験、情報共有と普及」を新たな支援分野に

04年12月26日に発生したスマトラ島沖地震・津波の復興地支援事業は、特別基金「大和証券グループ津波復興基金」(設定金額1,000万円)が05年3月に設定されて以降、実施しています。6年目となる10年度は、05年から継続して実施している事業計3件(スリランカ、インドネシア、インド)への継続助成(助成決定額665万円)を行いました。なお、津波復興支援事業の

10年度の実施期間は、11年1~12月です(詳細は p.16~18 参照)。

津波の発生から6年が経過し、現地のニーズも変化する中で、11年から支援対象分野として「津波被災者間の交流・協力活動の推進、経験・情報の共有と普及」を加え、11年8月から新規3件(インドネシア1件、インド2件)の助成を開始しました(詳細は ACT NOW No.40および次年度の年報で報告します)。

ACT30周年記念シンポジウムを実施

79年に誕生した ACT が30周年を迎えたことから、10年11月2日に「ACT30周年記念シンポジウム」を都内で開催しました。第1部では、現地からの報告者として、フィリピン、インド、カンボジアより現地 NGO 代表計3名が登壇し、現地での経験、ACT とのつながり、現場の生の声、現状と成果について報告しました。そして第2部は、寄付者、信託管理人、事務局など様々な立場で ACT に関わる人たちがパネル・ディスカッションを行いました(詳細は p.6~7 参照)。

TYMがベトナムで最初の「MF機関」に

2010年度から ACT の支援を受けている TYM が、10年8月にベトナムで最初の「マイクロファイナンス機関」(MF 機関)としてベトナム中央銀行より認可されました。

TYM は、92年に「ベトナム女性連合」により設立され、当初の3年間に ACT から支援を受けたほか、フィリピン最大の MF 機関で ACT の長年のパートナーで

ある CARD、グラミン・トラスト、OXFAM America などから財政・技術的支援を受けました。06年にはベトナム女性連合より分離・独立。以前は、グループに対してローンを提供する「グラミン銀行」の方式をモデルとしていましたが、現在では債務不履行時にメンバー同士の連帯責任がないグループ・ローンを提供する「ASA」方

式を新規支店で採用しています。

11年9月末現在、10省に17支店を持ち、貸付残高は3,556億ベトナム・ドン(約13.12億円)、メンバーの預金総額は1,020億ベトナム・ドン(約3.76億円)です。メンバー数は67,540人にのぼり、融資の有無にかかわらず、全メンバーが預金口座を持っています。また共済保険の「相互扶助基金」は現在、適用範囲として夫と18歳以下の子どもたちにもサービスを提供しているため、家族も含め、その活動の受益者は約17万5,000人に到達しています。

TYM は MF 機関として認可を受けたことで、広く一般から預金を集めることができるようになり、支援を必要とする国内の他地域へ対象を拡大することが、より容易になります。ACT の支援で10年度より開始したフート省の少数民族居住地域の女性を支援する活動も、その一環です(ACT 助成事業については p.14 下段参照)。

ACT では今後も優良事例のモデル化、経験共有を推進していきます。



10年10月に開設したタム・ノン支店のメンバーたち

2010年度(平成22年度) 事業報告



2010年度は、通常助成事業15件(総額2,623万円、フィリピン6件、カンボジア4件、インド1件、ベトナム2件、スリランカ1件、日本1件)、および、津波復興支援事業3件(総額665万円、スリランカ、インドネシア、インド各1件)に対して助成を行いました。なお、津波復興支援事業は、助成決定時期と実施年度が通常助成事業と異なるため、本年度中は、09年度からの繰越金229万円

と10年度の助成決定額665万円のうち444万円を送金しました。このほか、「ACT30周年記念シンポジウム」をはじめとしたACT30周年記念事業の実施に伴う助成計74万4,000円を行いました。以上合計で、10年度内に3,370万円4,000円(09年度からの繰越金229万円を含む)を送金し、221万円を11年度に繰越しました。

(単位:円)

地図No.分野	事業名・団体名・概要	基金名	基金別内訳	助成額合計
フィリピン				
① 教育、 青少年の 育成	先住民大学教育プログラムを通じた青年リーダー育成 (3年計画の2年目)【バムラン先住民教育センター】 ミンダナオ島の南東フィリピン大学と共同で、2006年より開設したアジア初の先住民大学教育プログラムにおいて、先住民各地域出身の若者27人の奨学支援を行う。また、卒業後に先住民が抱える問題を解決する取り組みを実践する場を提供し、各学生の活動をモニターする。	湯川記念奨学基金	1,700,000	1,700,000
② 適正技術、 農村開発、 教育	傾斜地農法を活用したマニラ麻栽培による生計向上と土壌保全 (4年目)【コミュニティオーガナイザーズ・マルチバージョン】 ミンダナオ島の山岳地帯で、土壌、浸食防止効果が期待されるマニラ麻の生産・販売と、環境保全型農業を推進する。	三原富士江記念基金 藤田徳子記念基金	1,600,000 780,000	2,380,000
③ 教育、 社会開発	セブ埋立地の影響を受けた漁民の生計向上と能力強化 (3年計画の2年目)【中央ビサヤ漁民開発センター】 1997年より始まったセブ南部埋め立て、海岸道路建設事業(日本ODA関係事業)により十分な漁獲高、収入を得ることができなくなった漁民の収入向上を図る。漁民組織の能力向上と経済的自立を促進し、住民主体の環境改善活動を行う。	吉川春壽記念基金 撫養己代子記念教育振興基金	1,680,000 720,000	2,400,000
④ 保健・医療、 教育	病気予防と健康促進に向けたコミュニティベース保健プログラム (3年計画の1年目)【ピサヤ・プライマリ・ヘルス・ケア・サービス】 約束された十分な水の供給ができていないボホール島のマリナオ・ダム(1996年完成)周辺では、農作物の収穫高が減少し、住民の健康状態が悪化していることから、地域保健員を育成し、病気の予防と健康状態の改善を目指す。	渡辺豊輔記念熱帯病医療研究基金 小池正子記念慈善基金 山田伸明・倫子記念基金	480,000 1,000,000 870,000	2,350,000
⑤ 農業の振興、 自然環境の 保護、 社会開発	先住民の「命と暮らしと文化」を守る～フィリピン・ベンゲット州の先住民の環境と伝統的コミュニティをサポートする市民の経験交流活動～ (1年目)【(特活)WE21ジャパン】 鉱山開発の影響を受けるルン島北部山岳地域で、持続的な環境の保全を目的に、日本の専門家やNPOと共に、現地で炭作り・活用法の技術研修を行う。また、日本の鉱山開発の歴史と環境修復活動の経験を現地と共有する。	アジア民衆パートナーシップ支援基金	880,000	880,000
⑥ 社会開発、 教育の振興、 教育	第二次大戦中、日本軍によって性暴力を受けた女性たち (フィリピン元「慰安婦」)の闘いを記録するプロジェクト (1年目)【フィリピン元「慰安婦」支援ネット・三多摩(ロラネット)】 フィリピン各地をまわり、戦争中に受けた性被害の証言を集め、記録する。1993年に裁判が始まった時には150人いた被害女性は、すでに10数人に減り、80歳を超えて高齢化している。	アジア民衆パートナーシップ支援基金	1,000,000	1,000,000
カンボジア				
⑦ 教育、 保健・医療	プノンベン市貧困世帯の子どもの対象にした保育所運営 (新3年計画の2年目)【ケマラ】 農村地域から首都に移住した貧困世帯の子どもの対象にした保育所の運営を通じ、子どもの権利(教育、食事、保健、参加)を保障し、親の収入向上を通じて安定した就学前教育の環境を整える。	安田・諏合・今野・喜種記念教育基金 湯川記念奨学基金	900,000 500,000	1,400,000
⑧ 農村開発、 教育	マイクロファイナンスを通じた農村地域の雇用創出 (新3年計画の1年目)【農民の生計開発団体】 2007～09年度の対象地域に加え、シエムリアップ州、オッターダル・ミンチエ州の計68村の貧農を対象に、有機農業をベースとした農業技術の指導と零細規模ビジネスのための融資、貯金活動を行う。	吉川春壽記念基金 安田・諏合・今野・喜種記念教育基金 山田伸明・倫子記念基金 一般基金	500,000 250,000 900,000 1,000,000	2,650,000
⑨ 農村開発、 教育	コンボン・チュナン州稲作農家の生計改善 (新3年計画の1年目)【カンボジア農業開発研修センター】 コンボン・チュナン州の自給自足農家を対象に、農業の集約化と多様化を通じ、食料生産と所得を高める。また、農民リーダーを養成し、他の農民の指導・支援にあたる。	安田・諏合・今野・喜種記念教育基金 一般基金 撫養己代子記念教育振興基金	1,400,000 450,000 1,150,000	3,000,000

地図No.分野	事業名・団体名・概要	基金名	基金別内訳	助成額合計
カンボジア				
⑩ 教育、 社会開発	カンボジア現地機関、NGOのマイクロファイナンス技術トレーニング(3年計画の3年目)【農業・農村開発センター(CARD)カンボジア連絡事務所】 フィリピン最大規模のマイクロファイナンス機関CARDのカンボジア支部が、現地マイクロファイナンス機関と、ACTの現地パートナーNGOを対象に、財務強化、リスクマネジメント、財政運営トレーニングなどを行う。	吉川春壽記念基金	630,000	1,200,000
		一般基金	570,000	
インド				
⑪ 農村開発、 教育、 適正技術、 保健・医療	自然農法普及と零細ビジネス活動による南インドの貧農支援(新2年計画の1年目)【南アジア農村復興連合】 アンドラ・プラデシュ州を拠点に、インド国内の6州のNGO、自治体と協力し、農村の貧困緩和をはかるための自然農業を普及する。	アジア医療保健協力基金	2,340,000	3,000,000
		渡辺豊輔記念熱帯病医療研究基金	660,000	
ベトナム				
⑫ 保健・医療	ベトナム北部ハンセン病患者のための巡回歯科診療(5年計画の2年目)【ベトナム国立皮膚性病病院】 北部の療養所8カ所で居住するハンセン病患者(計2,181人)および同居家族1,666人を対象とした巡回歯科診療を行う。	梅本記念アジア歯科基金	470,000	470,000
⑬ 農村開発、 教育、 保健・衛生	貧しい山岳少数民族のマイクロファイナンスと教育(3年計画の1年目)【TYMマイクロファイナンス機関】 フート省の少数民族の多い地域にTYMの支店を新規開設し、12年度末までに約3,600人の貧困女性に会計・ビジネストレーニング、保健衛生セミナーなどの少数民族のニーズにあったサービスを提供する。(2010年8月団体名称変更)	アジア医療保健協力基金	900,000	900,000
スリランカ				
⑭ 農村開発、 教育	貧困農民女性の住民組織化と農業関連マイクロファイナンス(3年計画の2年目)【動員のための代替機関】 北西部州の貧農の貧困削減と自立促進を目的として、3年間で850世帯を組織化し、零細規模の貯蓄と農業関連ビジネスへの融資活動を行う。	撫養己代子記念教育振興基金	730,000	2,280,000
		青野忠子メモリアル教育基金	400,000	
		伊原隆記念基金	1,150,000	
日本				
⑮ 社会開発、 社会福祉	研修・技能実習制度の見直しに向けた国際協力行動(2年計画の1年目)【移住労働者と連帯する全国ネットワーク】 日本の研修・技能実習制度の問題を打開するために、国内外で提言活動を行う。	アジア民衆パートナーシップ支援基金	620,000	620,000
以上 小計15件(6カ国) ※「タイ東北部ハンセン病患者のための巡回歯科診療(3年目)」は実施が困難となったため、助成を実施しなかった。				26,230,000

スマトラ島沖地震・インド洋津波被災地域復興支援(実施期間:2011年1~12月)

スリランカ				
⑯ 社会開発	津波の女性被害者の自立と開発プログラム(6年目)【ウィルボタ女性貯蓄運動】 過去4年間に設立された女性組織25団体とそのメンバー計813人を対象に、組織の法人化、管理者研修、技術向上訓練、融資・貯蓄活動の推進、製品の市場開拓、組織の政策提言活動を支援する。	大和証券グループ 津波復興基金	3,000,000	3,000,000
			(うち57万円を11年度に繰越) (このほか、09年度からの繰越 62万円を10年度中に送金)	(うち57万円を11 年度に繰越)
インドネシア				
⑰ 教育、 保健・医療	津波被害者の子どもを対象にした教育支援と精神ケア(6年目)【インドネシア家族計画協会アチェ支部】 津波の被災地域に暮らす子どもを対象に、住民ボランティアによる心理ケア、創造性開発活動、公立学校教師を対象にした心理ケアワークショップ、村の自立を目指した経済活動推進を行う。	大和証券グループ 津波復興基金	2,500,000	2,500,000
			(うち125万円を11年度に繰越) (このほか、09年度からの繰越 49万円を10年度中に送金)	(うち125万円を11 年度に繰越)
		スマトラ地域日本・ インドネシア友好基金	0	
			(09年度からの繰越40万円を10 年度中に送金)	
インド				
⑱ 教育、 社会開発	被災した身体障がい者の若者、孤児の職業訓練と経済的自立支援事業(新3年計画の3年目)【社会サービス養蚕プロジェクトトラスト】 津波被災者の中でも支援が届きにくい、身体に障がいをもつ若者80人を対象に、職業技術訓練(縫製、刺しゅう)、零細規模融資の提供などを行う。	大和証券グループ 津波復興基金	1,150,000	1,150,000
			(うち39万円を11年度に繰越) (このほか、09年度からの繰越 78万円を10年度中に送金)	(うち39万円を11 年度に繰越)
スマトラ島沖地震・インド洋津波被災地域復興支援 計3件(3カ国)				6,650,000
				(うち221万円を11年度に繰越)

ACT30周年記念事業

フィリピン				
⑲ 教育	【農業・農村開発センター(CARD)相互補強機構(MRI)】 ACT30周年記念シンポジウム 助成成果発表(日本 2010年11月)	吉川春壽記念基金	225,000	225,000
カンボジア				
⑳ 教育	【ケマラ】 ACT30周年記念シンポジウム 助成成果発表(日本 2010年11月)	安田諒合・今野喜種記念教育基金	249,000	249,000
インド				
㉑ 保健・医療	【南アジア農村復興連合】 ACT30周年記念シンポジウム 助成成果発表(日本 2010年11月)	渡辺豊輔記念熱帯病医療研究基金	270,000	270,000
ACT30周年記念事業 計3件(3カ国)				744,000
2010年度助成事業 合計 21件(7カ国)				33,624,000
				(うち221万円を11年度に繰越)

アジアの共生社会を“紡ぐ”ACT —アジアの未来、コミュニティ型公益信託の役割—

1979年に誕生したACTが30周年を迎えたことを受けて、10年11月2日に「ACT30周年記念シンポジウム」が開催されました（一般参加者70余名）。

プログラムの第1部では、現地NGOリーダーが、ACTの支援を受けて取り組んだ事業を中心に活動報告を行いました。

第2部では、5人がそれぞれの立場でのACTへの関わりや今後の展望について、パネル・ディスカッションを行いました。

【第1部】アジア現地NGOリーダーからの報告 共生するアジアの社会づくりのこれまで

【フィリピンからの報告】

120万人*の女性が参加—マイクロファイナンスの零細規模
ビジネス開発支援を通じた女性のエンパワメントと貧困削減

「CARD MRI」創設者・マネージング・ディレクター
ハイメ・アリストゥル（アリス）・B・アリップ

「CARD」創設者のアリップ氏は、団体創設期にACTから助成を受けたことをきっかけに、フィリピン最大規模のマイクロファイナンス機関へと団体を成長させた経緯や、CARDが貧しい女性たちから支持されている理由、近年のアジア

各地への経験共有の取り組みなどについて話しました。

アリップ氏は「ACTの起こした奇蹟がCARDであり、今後もACTがアジアで新たな軌跡を起こすことを期待している」と述べ、ACTの存在と役割はアジアの今後において重要であるとアピールしました。



アリップ氏略歴

1986年にCARDを設立。現在、NGO、銀行、共済保険協会、研修機関など8機関から成る「CARD MRI」(相互補強機構)を組織。オイクレジット国際理事会理事、米国グラミン財団アドバイザーを兼務。

*発表当時の数字

【インドからの報告】

持続可能な農業の実現に向けて自然農業に取り組む
アジアの農民たち

「南アジア農村復興連合(SARRA)」エグゼクティブ・ディレクター
ロヒニ・レディー

「SARRA」の推進する自然農業は、低コストで済み、その土地で入手可能な材料で土着微生物菌を活性化し、収量を高めることが可能です。安全で栄養価の高い食料が得られることで健康改善も期待できます。

レディー氏は、2005年に開始した自然農業の普及活動が農民や学術機関から高い評価を受けており、全国各地から研修を希望する声が高まっている状況も紹介しました。

「農民の尊厳を取り戻すことこそがSARRAの果たすべき義務である」と述べ、その活動を支援するACTに感謝の言葉を送りました。



レディー氏略歴

1984年設立の「南アジア農村復興連合(SARRA)」エグゼクティブ・ディレクターとして自然農業の普及に取り組むほか、世界銀行等のコンサルタントとして活躍。現在、アジア農地改革農村開発NGO連合副理事長を兼務。

【カンボジアからの報告】

コミュニティ・ベースの就学前教育を通じた
貧困家庭児童の権利保護

「ケマラ(KHEMARA)」エグゼクティブ・ディレクター
コイ・パラニー

ケマラがACTの支援を受けて運営する保育所(プノンペン市内2カ所)では、地方出身で、日雇い労働などで生計をたてる両親とスラム地区に住む子どもたちに、就学前教育と健康管理、給食(1日3食)を提供しています。

コイ氏は、保育所に子どもを預けることで、保護者は安心して仕事に集中でき、子どもの教育に対する意識も高まっていることを報告しました。「日本社会とACTからの支援は、子どもの権利と健全な成長のために計り知れない価値を持つ」とし、感謝を表しました。



コイ氏略歴

ケマラ(KHEMARA)は1991年7月に設立されたカンボジアで最初の現地NGOで、女性と子どもの支援に取り組む。同氏は、カンボジア商務省を経て、91年より総務会計担当オフィサー、02年2月より現職。

[第2部] パネル・ディスカッション (モデレーター:伊藤道雄 (ACT事務局長))

共生するアジアの社会を“紡ぐ”コミュニティ型公益信託—課題と今後の展望

【ACTは優れた仕組みを持つ公益信託】

公益財団法人 公益法人協会 理事長

太田 達男 (ACT信託管理人)

ACTの設立に関わり、現在ACT信託管理人の太田氏は、日本初のコミュニティ型公益信託であるACTの設立経緯や仕組みについて説明しました。



また、ACTの利点として、①信託銀行5行による共同管理で安全・確実に運用②専門家の助言・サポートがある③手厚い税制優遇の恩恵を受ける認定特定公益信託④1,000万円以上の寄付者は特別基金制度の利用が可能、の4点を挙げました。

【大学と地域社会・企業を結び、ACTを通して国際貢献】

神田外語大学CUP

蘭田奈央子、浜中望帆



神田外語大学のボランティア組織「CUP」は、「幕張チャリティ・フリーマーケット(幕チャリ)」を主催し、2006年以降その収益金を毎年ACTに寄付しています(11年11月末現在の総額は759万2,420円)。蘭田氏・浜中氏は、幕チャリがモノ・お金・時間の3つの寄付で成り立っていることや、関わる学生の思いについて発表しました。

学生の熱心な取り組みに感激したSARRA代表のレディー氏は、「皆さんの活動はいずれ大きな波になる」と激励しました。

【企業の社会貢献を広げるACT特別基金】

株式会社大和証券グループ本社 広報部 CSR担当部長(当時)

河口 真理子

大和証券グループは、2004年末のスモトラ島沖地震・インド洋津波を受け、10年間にわたる長期復興支援プログラムとして、05年に「大和証券グループ津波復興基金」を設定しました。



河口氏は、当基金の設定経緯と目的、過去5年間のACTとの連携事業を通じて感じられた企業として公益信託を活用するメリットなどについて発表しました。また、10年に訪問したスリランカ支援事業での経験についても紹介しました。

【寄付者の思いと現場ニーズの橋渡し役を果たす事務局】

ACTチーフ・プログラム・オフィサー

鈴木 真里



ACTに思いと資金を託される寄付者と、支援を必要とする現場の人々の間の橋渡しを行うACT事務局として、鈴木は、ACTからの助成が終了した後も地域住民が主体的に参加する活動が持続的に行われ、周辺地域に伝播するような活動を支援するよう努めていることを説明しました。

また、特別基金の特徴とともに、支援事業の事例と成果、事務局で行う情報収集やモニタリングの方法について紹介しました。

パネル・ディスカッションでは、個人から団体・企業まで特定の目的をもつ基金を設定でき、開発途上国の問題全般に対応する仕組みをもつ「コミュニティ型公益信託」であるACTは、日本の寄付者とアジア各地の現場とを「つなぐ」役割を果たしていることと、その重要性が確認されました。一方で、ACTの社会的認知度はまだ低いため、日本国内での広報を積極的に行い、支援者

を拡大することが課題として挙げられました。

最後に、CARDのアリップ氏は、「日本以外のアジア人もACTの運営と実施に参加できるようになればACTは本当の意味での『アジアの公益信託』になる」と述べました。本シンポジウムで得た多くの学びと経験をもとに、ACTは次の30年に向け、アジアの人々の自立と発展のために更なる努力を継続します。

シンポジウム概要

【日時】2010年11月2日(火)13:30~17:10

【会場】JICA研究所 国際会議場

【主催】公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)

【後援】(財)アジア学生文化協会、アジア婦人友好会、外務省、(公財)公益法人協会、(特活)国際協力NGOセンター、JICA、(社)信託協会

本シンポジウムについての詳しい報告は「ACT NOW No.39」(11年2月発行)に掲載しています。郵送を希望される場合はACT事務局までご連絡ください。

① フィリピン

先住民族の次世代 リーダーを担う若者を育てる 大学教育プログラム

先住民族大学教育プログラムを通じた
青年リーダー育成
【3年計画の2年目】

実施団体:バムラアン先住民族教育センター
PAMULAAN Center for Indigenous Peoples
Education

フィリピンには約110の先住民族があり、その数は全人口の約13%を占める1,200万人(推計)のほりります。しかし、これら先住民族の人々は社会で最も弱い立場に置かれ、貧困、栄養不良、搾取、差別、天然資源の収奪、人権侵害に苦しみ、基本的な社会サービスを利用できる機会も限られています。特に教育分野では、先住民族の文化や生活に配慮したカリキュラムがありません。

実施団体は、2006年に南東フィリピン大学(公立)と共同で、短大・4年制大学の卒業資格が取得できる、先住民族に特化したフィリピン初のプログラムを開始し

ました。同大学には「小学校教育」「農業」「人類学」「平和教育」の4分野の先住民族専攻コースがあり、通常の授業に加えて先住民族法や国内外の先住民族文学を学ぶことができます。

本事業は、先住民族の若者が固有の文化に配慮した大学教育を受け、先住民族の抱える課題に取り組むための実践的な知識とリーダーシップを身につけることを目的として、09年度に始まりました。人類学専攻の3年生(支援開始当時)が11年3月に卒業した後、コミュニティで実践活動を1年間実施するまでの3年間を支援します。

1. 先住民族学生の奨学支援

4年生になった人類学専攻の27人に対して、学費(授業料、書籍費)や生活費(食費、寮費)などの奨学支援を行いました。うち2人が学業優秀賞、4人がリーダーシップ賞に選ばれました。

2. 先住民族の権利と文化の促進

先住民族の権利と文化を促進することを目的に、「文化の分布」「防災」「平和構築と多文化の研究」等のテーマでワーク

ショップやトレーニングを実施しました。

3. コミュニティでの実践活動

学生は12団体に派遣され、ボランティア活動を行い、団体運営についても学びました。また、先住民族のコミュニティで文化分布についての調査活動を行いました(19人)。他に、先住民族を支援しているフェアトレード・コーヒーショップで実習した学生もいました(6人)。

4. 実施団体の活動の継続

学生らは先住民族コミュニティで生産した商品を地域のセンターで販売し、その利益をすべて実施団体の事業の継続のために寄付しました。



先住民族専攻コースで学ぶ若者たち

② フィリピン

マニラ麻手工芸品の 販売で生計向上

傾斜地農法を活用したマニラ麻栽培による生計向上と土壌保全
【4年目】

実施団体:コミュニティ・オーガナイザーズ・
マルチバーシティ
Community Organizers Multiversity (COM)

ミンダナオ島南西部の山岳地帯にあるチュア地区では、キリスト教徒、イスラム教徒、先住民族など約500世帯が共存しています。焼畑、農業・化学肥料の使用で土壌が荒廃し、土壌流出や地滑りが起き、十分な収穫を得ることができません。

本事業では、「環境に配慮した持続可能な農業技術と安定した収入が見込めるマニラ麻(アバカ麻)の栽培を始めたい」という住民の要望を受け、2007年度より収益性と土壌保全を両立できる傾斜地農法を取り入れたマニラ麻栽培を推進しています。

4年目となる10年度は、マニラ麻の栽培と販売のさらなる強化と、先住民族の

教育支援を継続して行いました。さらに、住民が主体的に活動を継続できるよう住民組織の再編成と強化、自治体や小売業者との協力関係構築を行いました。

1. 多品種耕作の実践拡大

住民組織のリーダーを対象にした「傾斜地農法と多品種耕作」「マニラ麻の需要」についてのオリエンテーションを行い、55人が参加しました。また、集落ごとに「傾斜地農法と多品種耕作」についての研修を行い、54人が新たに多品種耕作を開始し、実践活動が拡大しました。

244世帯に果樹の苗を、8農民グループに野菜の種子を配布し、栽培された作物は自家消費に利用されました。

2. マニラ麻の栽培と販売

マニラ麻の分根を行い、計4,527の苗を育成しました。また、個人の農場とイスラム教徒地域の実践農場において、計396.5キログラムのマニラ麻を収穫し、販売額は計約13,500ペソ(約24,600



デイケア・センターの子どもたち。
6人が次年度から小学校に通います

円)となりました。

そのほか、財政や簿記に関する研修を実施し、25人がマニラ麻や手工芸品関連ビジネスの運営に活かしています。

3. 女性の能力向上

「天然繊維の処理」、「マニラ麻手工芸品の製作」、「仕上げ技術」に関する研修を行い、計111人の女性リーダーが参加しました。その後、製作に必要な機械を科学技術省から購入し、「女性組織」を結成して製作活動を開始しました。

また、女性組織代表がマニラで開催された「フェアトレード展示会」に参加し、商品を紹介しました。

4. 先住民族の教育

先住民族地域のデイケア・センター(保育所)で、学用品や給食の一部提供などを行い、計36人の子どもの教育活動を支援しました。

また、成人対象の識字教育(保健・衛生教育含む)を10年7月より週2回実施し、計20人が参加しました。

③ フィリピン

漁民グループ設立支援で 漁獲高、収入が増加

セブ埋立地の影響を受けた
漁民の生計向上と能力強化
【3年計画の2年目】

実施団体:中央ビサヤ漁民開発センター
Central Visayas Fisherfolk Development
Center, Inc (FIDEC)

セブ島都市部(メトロセブ)では、「第3次メトロセブ開発計画」の一環として、日本の政府開発援助(ODA)の有償資金協力を得て、「セブ南部埋め立て事業」(1997~06年)と「セブ南部海岸道路建設事業」(98~03年)が実施されました。この事業は、輸出加工区での雇用創出と商業地区・国際空港との道路整備が目的でしたが、事業開始から10年以上経過した現在でも企業の誘致は進んでいません。また、強制移住、生計手段の喪失、環境破壊、健康被害などの諸問題を生みました。

メトロセブの一部タリサイ市タンケおよびサン・ロケ地区においても、埋め立てに

よって操業できる地域が狭まり、漁獲高が半減しただけでなく、近海では魚が取れなくなったため、収入の半分を支払ってエンジン付きの漁船を借り、遠海に出なければならなくなりました。このため、約半数の漁民が、漁業を断念してトライシクル(自転車やオートバイにサイドカーを取り付けた簡易交通手段)の運転手や建設労働者、行商などに転換しました。

本事業では、より遠方での漁業を可能にして漁獲量を増やせるよう、漁民組織「タンケ地区漁民連合」を通じ、各地区の漁民グループにエンジン付き漁船・漁具と能力強化トレーニングを提供しました。

1. 漁船と網の提供

隣接するサン・ロケ地区において新たに2漁民グループが形成され、それぞれエンジン付きの漁船1艘と1網を提供しました。グループで共同所有する漁船の利用にあたっては、利益の60%を漁師で分配し、残りを世話人やメンテナンス費用などに分配しています。

本事業で提供された漁船を利用することで、メンバーは船主に借り賃を払う必要

がなくなり、交代で利用しています。

また、エンジン付きの漁船を得たことで遠洋での漁が可能となり、漁獲高は1~2キログラムから3~10キログラムに増えました。魚の種類も変わり、1キログラム50ペソ(約100円)から現在は90~110ペソ(約180~220円)で販売できるようになり、収入が増えました。

2. グループの能力開発研修

漁民グループを対象に、組織運営とリーダーシップ(計5回、131人参加)、事業運営(計5回、128人)、簡単な簿記(計5回、131人)、海洋エコロジー(計10回、299人)、廃棄物処理入門(計6回、182人)の各研修を行いました。その結果、漁獲高と漁師への配分などを記録することができるようになりました。



提供された漁船で漁に出る住民たち

④ フィリピン

ダム建設で収入減に苦しむ 農家の健康改善を

病気予防と健康促進へ向けた
コミュニティベース保健プログラム
【3年計画の1年目】

実施団体:ビサヤ・プライマリ・ヘルス・
ケア・サービス
Visayas Primary Health Care
Services, Inc (VPHCS)

1998年、日本の政府開発援助(ODA)の有償資金協力による「ボホール灌漑事業」により、ボホール州にマリナオ・ダムが完成しました。しかし、4,960ヘクタールの農地の灌漑と、1,260世帯の受益が期待されたにもかかわらず、操業開始から現在にいたるまで、当初想定された地域の65%しか灌漑ができていません。

この結果、収穫高の減少や、農業機械のレンタル料や殺虫剤、農業作業員の賃金、水利費などの支払いで、農家の経済状況は悪化しました。ダム利用農家は、収穫ごとに1ヘクタールあたり150キログ

ラムの玄米または1,500ペソ(約3,000円)を水利費として支払わねばならず、農家の大きな負担となっています。重ねて、栄養価の高い食料や必要な医薬品の入手が困難なために、特に子どもの栄養不良や感染症が増えています。

そこで、実施団体では住民組織と協力して、住民の健康状態の改善に取り組んでいます。本事業では、タゴホイ市、サンミゲル市において、地域保健員や住民組織のリーダーが基本的な保健衛生の知識と技術を習得し、地域の保健プログラムを計画・実行できるよう支援しています。

1. プロジェクト実施前の社会準備

対象地域の住民組織のリーダーら20人が集まり、活動計画を作成し、計画を地区の役員や住民らに説明して協力を求めました。その後、住民組織の中に保健委員会を設置し、各地域10人ずつ地域保健員を選出しました。

また、地域の健康状態や課題を特定するための「地域保健調査」を実施した結果、政府による医療・保健サービスや医薬品、財源の欠如が指摘されたほか、回答

者の4割が避妊を行っていないことがわかりました。

2. 保健活動と啓発キャンペーンの研修

地域の保健活動や保健啓発キャンペーンに必要な技術と知識を身につけるためのトレーニングを計4回実施し、地域保健員や住民組織リーダー計53人が参加しました。また、住民組織リーダーを対象とした、地域保健プログラムの意義などに関する特別トレーニングを行いました。

3. 地域での保健活動の実践

研修を受けた地域保健員や住民組織のリーダーが中心となり、栄養と簡単な治療方法に関する保健教室(計24回)、血圧の測定会、患者の家庭訪問と薬草を利用した伝統的治療などの様々な地域保健活動を実施しました。



基礎保健技術トレーニングに参加した地域保健員

⑤ フィリピン

アジア民衆パートナーシップ支援基金

市民の経験交流を通して 先住民族を支援

先住民族の「命と暮らしと文化」を守る～フィリピン・ベンゲット州の先住民族の環境と伝統的コミュニティをサポートする市民の経験交流活動～【1年目】

実施団体：(特活)WE21ジャパン

ベンゲット州はルソン島北部の山間部に位置し、人口およそ58万人(2000年)の約6割が「イゴロット」と呼ばれる先住民族です。道路や電気などのインフラ整備の遅れや雨水に頼った農業、化学肥料による土壌の疲弊などにより、生活は苦しい状況です。また近年は鉱山開発によって環境が著しく破壊され、人々の生計手段や暮らし、文化が失われていくことが危惧されています。

実施団体は、06年、09年の2回にわたり現地NGO関係者を日本へ招へいし、鉱山問題に関する国際シンポジウムの開催や鉱山跡地の森林再生に取り組む日本の市民団体との交流を行いました。この

活動の中で、土壌改良を目的とした「炭」の活用に興味を持った現地NGOから、「現地では失敗の多い炭の製造技術や、あまり知られていない炭の効用についての情報を住民に普及したい」と要望が寄せられたことから、本事業が開始されました。

1. 炭・木酢液についての農業研修

10年11～12月にWE21関係者と農業専門家が現地を訪れ、州内4郡で計6回の農業技術研修を行い、計250人以上の住民が参加しました。

現地研修前に本事業パートナーの現地NGOスタッフが来日し、群馬県の農業専門家(現地訪問にも同行)から炭焼きの技術研修を受けました。

現地での農業技術研修では、お金をかけずに入手できる「もみ殻」を使った炭作りや、木酢液(土壌改良や害虫対策に効果がある)の活用方法を取り上げました。身近な材料で農業生産性を向上させながら、環境を回復させる効果もあるとして、住民は高い関心をもって活動に参加しました。また、今回の研修で水の浄化や土壌回復などの炭の効能を初めて知った参



土壌改善や害虫駆除に効果がある「木酢液」(もくさくえき)づくりの研修の様子。万能と誤解していた参加者も多く、炭についての正しい情報の普及が必要で

加者も多くいました。

2. 鉱山問題に取り組むNGOとの交流

WE21関係者と農業専門家の現地訪問中には、鉱山問題に取り組む現地NGOや住民と意見交換を行い、日本の鉱山開発の歴史や環境修復活動について情報と経験を共有しました。鉱山問題は利権が絡み、外部からの関与が難しい問題ですが、この意見交換と交流を通して連携を深めました。

3. 小学校での環境教育、料理教室

また、現地の小学校と高校で環境教育や料理教室を行いました。環境教育では、水資源の大切さや地球温暖化について約120人の子どもと意見交換を行いました。温暖化防止のために自分たちができることについて子どもたちから活発な発言がありました。

⑥ フィリピン

アジア民衆パートナーシップ支援基金

「慰安婦」被害女性の声を ドキュメンタリーに

第二次大戦中、日本軍によって性暴力を受けた女性たち(フィリピン元「慰安婦」)の闘いを記録するプロジェクト【1年目】

実施団体：フィリピン元「慰安婦」支援ネット・三多摩(ロラネット)

第二次世界大戦時、フィリピンをはじめ、アジア各地の女性たちが、日本兵による性暴力の被害を受けました。フィリピンでは1993年に、日本政府に対して補償を求める裁判が始まりましたが、現在に至るまで明確な謝罪や補償はされていません。そして当時150人いた被害女性は、現在、10数人まで減少しました。ほとんどが80歳を超え高齢化し、フィリピン国内でも問題の風化が進んでいます。

2000年に設立された実施団体では、フィリピンの「慰安婦」裁判の支援や被害者支援、被害者の気持ちを理解してもらうため、日本国内でのワークショップ開催などの活動を行ってきました。

「慰安婦」問題を世代間で語り継ぐことが、将来、同様の被害をもたらさないために重要であるという考えのもと、本事業では被害女性たちの証言を被害現場とともに記録するドキュメンタリー・フィルム制作を行いました。

1. ドキュメンタリー撮影・制作

フィリピンの各地(マニラ首都圏、パンパンガ州、レイテ島)を10年5月、8月、12月～11年1月の3回にわたり訪問し、被害女性や関係者への聞き取りと撮影、被害現場の撮影などを行いました。また、日本国内での元日本兵へのインタビューや「慰安婦」をとりまくフィリピン、アメリカ、日本などの時代と背景の調査を通し、広く情報収集を行いました。

2. 予告編上映会の実施

ドキュメンタリーの予告編を作成し、10年8月以降、全国10カ所以上で予告編の上映会を行いました。

これらの活動は、被害女性たちが生きた証を確認し、歴史を告発する当事者となる誇りを獲得することにつながりました。そして問題の風化が進む中で、被害



ロラ(フィリピン語で「おばあちゃん」)に密着取材する撮影クルー(左)

女性や支援団体が再び「慰安婦」問題に立ち向かうきっかけとなりました。

こうして11年5月下旬、完成した記録映像ドキュメント『カタロウガン(KATAR-UNGAN)!ーロラたちに正義を!』の完成記念コンサート・上映会が東京都武蔵野市内のホールで開催され、約180人が鑑賞しました。今後、全国各地で上映していく予定です。

⑦ カンボジア

保育所の持続的な運営に向けて地域や保護者が協力

ブンベン市貧困世帯の子どもを対象にした保育所運営
【新3年計画の2年目】

実施団体:ケマラ
Khemara

首都ブンベン郊外のルセイ・ケオ郡には、全国各地から働き口を求めて多くの人が家族や単身で移住してきています。しかし、多くは線路沿いやスラム街に住み、バイクタクシーの運転手や工場労働、露天商などで生計をたてています。このような家庭環境のなかで、子どもたちは、質の高い教育を継続的に受けることも、健康を維持することもできません。

実施団体は、2006年度よりACTからの支援を受けて、同郡ミッタヒープ村とスピーン・ポー村の保育所(いずれも03年に開設)を拠点に、貧困家庭の子どもへの就学前教育と給食活動に取り組んできました。これまでの活動の結果、「子どもを保育所に預けることで両親の働く時間

が増え、収入が増加した」、「子どもが進んで家事を手伝うようになり家庭内暴力が減った」、などの前向きな変化が表れています。

1. 保育所での教育と給食活動

本年度は3歳から6歳までの児童123人(うち孤児2人、片親13人)を対象に、クメール文字の読み書き、算数、道徳、歌や踊り、教育ゲームなどの教育と、栄養を補うための給食を提供しました。

保育所に通うことで、内向的だった子どもも、自分の意見を言えるようになりました。中には、保育所でタバコやお酒の健康への悪影響を学び、父親に喫煙や飲酒をやめるよう勧めた子どももいました。

2. 定期健診と歯科検診

延べ280人に定期健診(月4回)、延べ

141人に歯科検診を行いました。

3. 保護者会・家庭訪問

各保育所で年4回保護者会を開催し、延べ176人(うち父親37人)が参加しました。また、100世帯以上に対し家庭訪問を行い、保育所と保護者との信頼関係が深まりました。

4. 教員の能力向上

教育の質を高めるために、教員トレーニングと教員会合を定期的に行いました。

5. 保育所の持続的運営

外部からの財政支援が減少した後も保育所の運営を続けられるよう、実施団体と保護者は現地マイクロファイナンス機関に口座を開設し、積立を開始しました(年間預金総額256万1,800リエル、約4.8万円)。

そのほか、地域住民や保護者からの寄付として年間48万リエル(約9,000円)、精米580キログラム、給食費として年間1,434万8,400リエル(約27.1万円)が寄せられました。



葉脈をクレヨンで浮き彫りにする遊び。子ども同士が触れ合うことで、社交性が身に着きます

⑧ カンボジア

村落融資・貯蓄グループ活動の推進により農民を支援

マイクロファイナンスを通じた農村地域の雇用創出
【新3年計画の1年目】

実施団体:農民の生計開発団体
Farmer Livelihood Development (FLD)

カンボジアでは、2004年から07年にかけて10%を超える高いGDP成長率を記録しましたが、08年の世界経済危機の影響で、特に外国からの投資や輸出に依存する繊維・建設・観光産業が打撃を受け、約70の縫製工場が閉鎖し、5万人以上の工場労働者が解雇されました。また、建設業においても1.5万人が失業しました。こうした失業や収入の減少は農村地帯の貧困を加速させることとなります。

実施団体は07~09年度の3年間にACTの支援を受け、コンボン・スプーおよびブレア・ピフア州で貧しい農民の農業技術トレーニングと村ベースの貯蓄・融資活動の推進を行ってきた経験と実績に基づ

き、第2段階として、10年度から北西部の2州(シエム・リアップ、オッタール・ミンチェイ)を対象を拡大しています。同時に、過去にACTからの支援で組織化されたコンボン・スプーおよびブレア・ピフア州の79グループ(1,190人)のうち、融資にアクセスできなかった425人を中心に、継続支援を行っていきます。

1. 村落融資・貯蓄グループ活動の推進

10年度は、5州(コンボン・スプー、ブレア・ピフア、シエム・リアップ、オッタール・ミンチェイ、カンダール)の計21村に28の村落融資・貯蓄グループを結成し、計614人がメンバーとなりました。10年度末現在、43村の計58グループ(1,262人)が活発に活動し、累積貯蓄金額は約9,733万リエル(約184万円)です。

2. 雇用機会の拡大

メンバーは、基本的なビジネス概念についてのトレーニングを受けたほか、471人がメンバーの貯金からなる「グループ基金」から計898万6,600リエル(約17万円)の融資を受けました。



熱心に貯金を増やしているブレア・ピフア州モーセット村のグループ(左は実施団体の担当者)

加えて実施団体FLDが運営する「農機ファンド」(総額4万5,375米ドル、約354万円)から、207人が融資を受けました。融資の用途は、複合農業(90%)、小規模農業(5%)、その他(5%)です。

3. グループの能力強化

3州(コンボン・スプー、ブレア・ピフア、シエム・リアップ州)の29村34グループのリーダー計81人を対象に、金融トレーニングを計3回行いました。

また、グループ担当者5名を新規採用し、簿記・記録・グループ会合の実施や貯蓄融資活動などの運営能力の強化に取り組みました。この取り組みは、村落融資・貯蓄グループの活動を促進するのに大きく貢献しました。

9 カンボジア

生態系に配慮した農業で 農業生産量を拡大

コンポン・チュナン州稲作農家の
生計改善【新3年計画の1年目】

実施団体:カンボジア農業開発研修センター
Cambodian Center for Study and
Development in Agriculture (CEDAC)

カンボジア中央に位置するコンポン・チュナン州は特に干ばつ被害の多い地域で、食料不足や水不足に悩まされています。コメの収穫量は全国平均(2.0トン)に満たず、1ヘクタールあたり約1.7トンです。

実施団体では、2006年から同州で自給自足農家の生活改善に取り組んでいます。これまでの活動の結果、農民グループの組織化が進み、1,414世帯が集約的稲作法(SRI)を採用し収穫量を増やしました。一方で、対象地域の農民の25%しか受益できていない、農民組合の能力が不足している、貯蓄活動が活発でない、女性や弱い立場の人々の参加が不十分といった課題が残っていました。

そこで10年度からはこれらの課題を克服するため、ACTの支援を受けて第2段階を開始しました。

1. 農業技術向上で生産高が向上

より多くの農民の参加を促すため、93村で村会議を開催し、計2,765人が参加しました。また、実践農家の能力強化やコメの生産高向上のため、240世帯を選出し、実験的な農業技術(水田養魚法、アイガモ農法など)を実践しました。この結果、実験農場での生産高は1ヘクタールあたり平均約4トンに増加しました。また、関心を持った農家が実践農家を訪問する相互交流を企画し、計220人が参加しました。このほか、生態系に配慮した農業技術についてのワークショップが行われ、計24回、207人が参加しました。

2. 農民組合の能力トレーニング

農民組合の能力強化を担当する地区サービス・プロバイダーに対するトレーニングや交換訪問などを行い、計125人が参加しました。また、農民組合や貯蓄・融資グループの代表の能力強化トレーニング

女性リーダー。本プロジェクトに参加する女性
性は、全メンバーの7割以上にのぼります



グに計276人が参加しました。

3. 生産者グループの強化

コメ生産者グループのネットワーク構築・強化のためのトレーニングや会議を行い、計62人が参加しました。また、精米組合や家畜用工サ製造組合の理事会トレーニングに計25人が参加しました。

4. 女性の参加促進

地域の女性リーダーのトレーニングや、女性ネットワークの強化のためのトレーニングを行い、計309人が参加しました。

5. コミュニ、州レベルでの提言活動

生計手段や食料安全保障に関するコミュニティフォーラムの実施やコミュニティの能力強化、州のワークショップを通して、生態系に配慮した農業についての知識を高めました(累計参加者数1,054人)。

10 カンボジア

マイクロファイナンス機関 での実践に向けた フォローアップ支援を実施

カンボジア現地機関、NGOの
マイクロファイナンス技術
トレーニング【3年計画の3年目】

実施団体:農業・農村開発センター(CARD)
カンボジア連絡事務所
Center for Agriculture and Rural
Development (CARD) Cambodia Liaison
Office

カンボジアでは、1990年代初頭からマイクロファイナンスが普及し始め、25機関がカンボジア中央銀行から「マイクロファイナンス機関」(MF機関)として認可を受けています(11年7月末現在)。

カンボジアマイクロファイナンス協会(CMA)のメンバー機関・団体(10年は24機関・団体)では、11年3月現在、全23州および1特別市の約99.2万世帯が融資を受け、貸出債権(ローン・ポートフォリオ)は約4億ドル(約332億円)、預金総額約4,100万ドル(約31億円、約19万口座)となっています。*

CARDはフィリピン最大のMF機関で、88年よりACTの支援を受け急成長し、11年6月現在142万人のフィリピンの貧困女性にサービスを提供しています。CARDの手法・技術を現地機関と共有することを目的に、カンボジアに事務所が開設され、07年7月に国際NGOとして登録されました。

本事業では過去3年間、現地MF機関・NGOのスタッフの能力強化に取り組んできました。最終年となった本年度は、トレーニングの実施だけでなく、各機関で実践・活用するためのフォローアップ支援と指導に力を入れました。

1. 現地 MF 機関・NGO へのトレーニング

MF機関2機関とNGO3団体を対象に計7回のトレーニングを行い、延べ156人が参加しました。

MF機関からは「人事考課・人物査定」のテーマが高く評価され、NGOからは「マイクロクレジット運営の競争戦略」のテーマが高い評価を受けました。MF機関からの参加者は「この研修で、透明性が高い

形でスタッフを評価する方法について学ぶことができました」という感想を寄せています。

2. 専門家によるモニタリング調査

MF機関2機関、NGO2団体に専門家を派遣し、各現場で2~4日間のモニタリング調査を行い、団体スタッフや顧客への聞き取り調査、事業運営についての技術指導を行いました。

ACTからの助成は本年度で終了しましたが、実施団体では今後も関連するMF機関やNGOに対して積極的な支援を行っていきます。

10年10月の人事考課・査定トレーニングで
指導するCARDスタッフ(後列左)



*カンボジアマイクロファイナンス協会 ウェブサイト:<http://cma-network.org/drupal/>

① インド

南インドから国内外へ 自然農業を普及

自然農法普及と零細ビジネス活動
による南インドの貧農支援
【新2年計画の1年目】

実施団体：南アジア農村復興連合
South Asia Rural Reconstruction
Association (SARRA)

インドでは1960年代から「緑の革命」政策で近代農業が推進されていますが、貧しい農民は灌漑施設や肥料、農機具などを購入する余裕がなく、家族の食料を得ることさえ難しい場合があります。また、深刻な干ばつに繰り返し見舞われ、さらに苦しい状況に置かれています。

実施団体は、貧困や干ばつに苦しむ農民の安全な食料の確保を目的に、韓国の自然農業専門家・趙漢珪(ちょう・はんきゅう)博士に学び、インドで自然農業を推進しています。趙博士は50年にわたり韓国、日本、中国、モンゴル、ベトナム、タイなどで自ら創り上げた自然農業を普及しています。実施団体のSARRAでは07～09年度にACTの助成を受け、アンド

ラ・プラデシュ州チットール県を中心に活動してきましたが、10年度から、さらに国内各地へと自然農業を普及する活動を開始しました。

1. 自然農業の実践、伝統種の普及

同県ブリチェルラ村にある中央実験農場では、植物や果物の発酵液を活用し、土壌の栄養状態により定期的に施肥する農法を実践しています。また、無公害の養鶏や、伝統種の養牛なども行っています。これらの自然農畜業の実践は、実験農場を訪れる農民リーダーや専門家、学生、政府役人らの関心を集めています。

また、中央実験農場を拠点に、農民ネットワークと連携し、失われつつある地域の伝統種を再生・普及する活動を推進し、増殖と保全技術に関する展示会・セミナーを開催し、多くの農民が参加しました。

2. 自然農業実践農家のフォローアップ

同県内5村で、07～09年度の本事業に参加した自然農業実践農家のフォローアップと技術支援を計9回行いました。



13州から約130名が趙博士(右)の指導を受けました(SARRA実験農場にて10年10月)

3. 自然農業マニュアルの発行

国内に広く自然農業を普及するため、自然農業マニュアル(英語版)を作成し、関係団体や農民に配布しました。また、農民が理解しやすいよう、11年度内の完成を目指し、現地語(ヒンディー語、テルグ語)への翻訳を行いました。

4. 趙博士によるトレーニング

10年10月中旬に、現地で趙博士によるトレーナー養成トレーニングを行いました。トレーニングはスリ・ヴェンカテスワラ大学と連携して行われ、インド国内13州から農民リーダー、農場経営者、科学者、研究者、NGO関係者ら約130人が参加しました。

5. 他機関との連携

南インド州6州の有機・自然農業農民ネットワーク、現地NGOと連携して活動しています。

待望の趙博士インド再訪が実現!

自然農業トレーニングに130人がインド全土から参加

「自然農業技術は、インドの貧しい農民を救える」と、SARRA代表のロヒニ・レディー女史が確信したきっかけは、2005年にインドを訪問した自然農業の専門家、国内外で技術指導をしていた韓国の趙漢珪博士との出会いでした。彼女を最も驚かせたのは、畜舎に糞尿などの臭いがまったくなく、そして、土着微生物や野草などの地域の資材を活用してコストが抑えられることや、人間と同じように植物にも生長時期に応じ必要な資材を必要だけ、適宜投入するという「栄養周期理論」が腑に落ちたといえます。

趙博士との出会い以降、SARRAは自然農業を自らの試験農場で実践し、07年には韓国を訪問して実践農家を訪問して目で確かめ、自然農業を普及することへの自信を深めました。そして、ACTでは07年度からSARRAによる普及活動への支援を開始しました。

アンドラ・プラデシュ州チットール県を中心に、農民たちがニワトリ、乳牛、桑の葉(養蚕用)、花、コメなどの農畜業に応用し

始め、その評判を聞きつけた他州の農民や政府関係者が頻りにSARRA農場を訪れるようになりました。

インドで農業技術の普及に最も効果的なのは政府・自治体や大学機関(学術研究者)を納得させることだといえます。政府農業普及員の強力なネットワークを活かし、農業科学者のお墨付きがあれば、農民たちは信用して実践を始め、普及度も格段に高まるそうです。

SARRAには、実践農家や各方面の専門家から質問を受けることが増えてきました。また、南部だけでなく異なる気候の地域でも応用・実践できるために各地のNGOや農民グループに技術を普及する必要があると考えていました。

こうして農民たちとSARRAの5年来の希望であった趙博士の再来訪が実現し、農民リーダーを対象にした趙漢珪博士による4日間の「トレーナー養成トレーニング」が10年10月に行われました*。

同トレーニングは、スリ・ヴェンカテスワラ大学の協力を得て行われ、国内13州か



SARRA試験農場への現場訪問で参加者と交流を深めた趙博士(右から3番目)

ら約130人もの人々が参加しました。

各地から参加があったおかげで、現在では周辺のアンドラ・プラデシュ、タミルナドゥ、カルナタカだけでなく、気候区分が異なる3地域(ラジャスタン、オリッサ、ポンディシェリ)の現地NGO、農民グループと連携してトレーニングを行うまでになりました。

*ACTは研修開催費、インド人参加者の交通・滞在費などを支援しました。

⑫ ベトナム

巡回診療でハンセン病患者の 口腔衛生を改善

ベトナム北部ハンセン病患者の
ための巡回歯科診療
【5年計画の2年目】

実施団体:ベトナム国立皮膚性病病院
National Hospital of Dermatology
and Venereology (NHDV)

ベトナム国内には現在21の療養所(ハンセン病治療センター)があり、そのうち北部には比較的規模が大きい療養所が8カ所あります。現在の国の政策では、新規に特定されたハンセン病患者の自宅療養ができるため、療養所へ入所するケース(身寄りがなく、障がいを持っているなど)は、ごくわずかです。現在療養所で生活しているのは、治療法が確立されていなかったなどの理由で、十分な治療を受けることができず障がいを負った患者で、多くが高齢化しています。

1. 北・中部の療養所での歯科診療活動

ハンセン病患者の身体的な障がいに対する偏見は根強く、患者やその家族と接触したくないという住民は、いまだに多くいます。偏見があることで患者は病院に行きたがらず、病院側も患者の受入れを拒否することがあるなど、患者の健康や医療をめぐる課題は多く残っています。

本事業では、療養所を管轄する実施団体が仲介し、2009年より北部及び中部の療養所計8カ所で居住するハンセン病患者約2,180人と同居家族約1,600人を対象に、歯科医師による巡回診療を行っています。長期的には、口腔衛生の改善によって歯科サービス費用を軽減することを目指しています。

2. 療養所での巡回歯科診療

歯科診療チームが、療養所7カ所(フービン、チ・リン、バ・サオ、クオック・オアイ、クアックカム、クウイン・ラップ、ソン・



巡回歯科診療チームの医師による治療を受ける療養所の患者

マ)での定期巡回診療を、そしてヴァン・モン療養所で定点診療を行いました。

10年度は、対象8療養所で、累計1,421人が抜歯(計341人)、詰め(計80人)、歯石取り(計306人)、義歯挿入・改床(計694人)、検査(計1,333人)、フッ素コーティング(計1,474人)などのサービスを受けました。

⑬ ベトナム

マイクロファイナンスで 少数民族女性の生活改善を

貧しい山岳少数民族の
マイクロファイナンスと教育
【3年計画の1年目】

実施団体:TYM
Tinh Thuong One-Member Limited Liability
Microfinance Institution (TYM)

ベトナム政府による新しい「貧困基準」では、農村部で1人の月収40万ドン(約1,480円)、都市部で月収50万ドン(約1,850円)を下回る場合は、貧困層に該当するとされています。

北西部フート省の人口の15%を占める少数民族の女性たちの多くは、この貧困層の定義に当てはまります。約21の少数民族は、経済活動の中心である都市部から離れた山岳地帯で生活し、社会・経済的立場が低く、金融サービスの対象からも外されてきました。

実施団体は、1992年に政府の貧困緩和事業の実施手段として「ベトナム女性連合」により設立されました。設立当初の3年間はACTから助成を受け、200人の貧困女性を対象に女性の組織化を通じた無担保の小口融資、貯金の励行、農業技術トレーニングなどを実施しました。その後、06年に「ベトナム女性連合」から独

立し、10年8月にはベトナムで初めて「マイクロファイナンス機関」(MF機関)第1号として認可を受けました。

10年度から開始された本事業では、フート省の少数民族の居住地域に新しく3支店を開設し、少数民族の女性の経済活動やニーズに合わせた金融商品を開発し、提供します。さらに、会計・財政運営と保健・衛生教育を組み合わせたトレーニングを提供することで、総合的な生活改善を支援します。

なお、10年度は、新規支店開設後の融資資金の調達に時間がかかったため、開始時期を半年間延期し、10年10月から正式に開始し、同月にタム・ノン支店、11年3月にタン・ソン支店を開設しました。

1. 少数民族についてのスタッフ・トレーニング

少数民族の居住地域で初めて支店を開設することから、新しく赴任したTYMの支店スタッフを対象に、少数民族の問題、特徴、関心、需要等に関する3日間トレーニングを11年3月に実施し、10人が参加しました。

2. 少数民族専用サービスの開発

11年1月に、現地で金融サービスに関



トレーニングに参加した少数民族の女性からは「夫と協力して家族の健康を保ちます」などの感想が寄せられました

するニーズ調査を行い、住民の意見を収集しました。この結果、TYMではこの地域に限って月1% (他地域では1.2%) という低い利率で少数民族に対してサービスを行うことを決定しました(11年5月から適用)。

3. TYM メンバー対象のトレーニング

以上の準備を経て、11年9月末までに1支店が開設され、メンバー数は2,225人となりました。新メンバーを対象にジェンダー、健康、衛生をテーマとした2日間のトレーニングを10年12月、11年3月に計10回行い、計300人の女性が参加しました。

⑭ スリランカ

女性を中心に貯金融資 66グループを設立

貧困農民女性の住民組織化と
農業関連マイクロファイナンス
【3年計画の2年目】

実施団体: 動員のための代替機関
Alternative Institute for Mobilisation (AIM)

スリランカでは、人口約2,065万人(2010年)の75%が農村地域に住み、国内貧困層の90%を占めています。農家の多くは赤字で、1エーカー(4,047平方メートル)あたり5,000ルピー(約3,490円)以上の損失が出るとされています。また、特に乾燥地帯で安全な飲料水や農業用水が不足しています。

実施団体は、北西部州クルネガラ県ボルピティガマ地区で、09年度からACTの支援を受け、35村で850世帯の農家の組織化と貯金・融資活動に取り組んでいます。10年度末時点で、702世帯が組織化された結果、計66グループが設立され、合計貯蓄額は114万2,503ルピー(約80万円)になりました。

1. 小額融資の提供

農業関連ビジネスのために、計210世帯にそれぞれ5,500~1万ルピー(約3,840~6,980円)の融資を行いました。

2. 簡単な簿記と運営法についての トレーニング

10年7~9月の間に簡単な簿記とグループ基金、グループ運営法についてのトレーニングを計10回行い、253人が参加しました。

3. 牛銀行、飼育法トレーニング

牛飼育経験のある20人に、計20頭の乳牛を提供しました。さらに、対象農家には10年5月と11月の計2回、牛の飼育法に関するトレーニングを行い、飼育、安全な搾乳、牛舎の維持管理、飼料の栽培、ミネラルの投与、清潔な環境での飼育と健康管理などについて学びました。

4. 農業用井戸の建設

農業用井戸を5基建設し、5世帯(計約40人)が農業用水を井戸から得られるようになりました。

5. コメ加工ユニットの導入

生活改善と多重債務からの脱却を目指



牛銀行システムを使って乳牛を提供された家族

し、ニーズが高い20人を選定し、パーボイルド米をつくる「コメ加工ユニット」を組織化しました。「パーボイルド米」とは、もみ殻つきのまま茹でる方法で、手動で加工するのが容易で、栄養価が改善されると言われています。スリランカでは、多くが家庭レベルで行われていましたが、市場からの需要が高く、導入することになりました。各メンバーに資金を提供し、コメの乾燥場づくりとドラム缶購入を行いました。このほかメンバーは5袋のコメを仕入れ、各世帯で加工・販売し、毎週1,000ルピー(約700円)の追加収入を得られるようになりました。

⑮ 日本

研修・技能実習生問題を 国内問題から 国際的な問題へ

研修・技能実習制度の見直しに
向けた国際協力行動【1年計画】

実施団体: 移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

日本では、毎年約10万人以上のアジア地域出身者を「研修生・技能実習生」として受け入れています。しかし多くの場合、「研修」の間は終日働いたとしても最低賃金を下回るわずかな金額(手取りで月5~8万円程度)しか受け取れません。また、研修後に雇用契約を結び「実習」が始まっても、最低賃金の水準にとどまり、切り詰めた生活を強いられます。そのうえ、契約違反やパスポートの取り上げ、残業代の不払い、暴行など、受入側による犯罪も多く、研修生・技能実習生の人権は十分に保障されていないのが現状です。

本事業では、国際的なネット

ワークと連携して、日本の研修・技能実習制度問題を取り上げ、国内外からうたえらることにより問題の打開を目指しました。

1. 国連人権理事会への報告書でとりあげられる

「移住者の人権に関する国連特別報告者」が2010年3月に訪日調査を行った際に同制度について情報提供を行い、国連特別報告者による報告文書の中で取り上げられました。同報告書は、国連人権理事会に提出され、各メディアにも取り上げられるなど、日本の研修・技能実習制度の国際的な問題提起につながりました。

2. 日本国内での省庁交渉

10年7月1日に改定された入国管理法について、国際専門家による訪日報告などを根拠に、関係8省庁の大臣および内閣官房長官に、総括的課題を挙げ、「要請書」を提出しました(10年11月2日)。

3. 他団体・機関との情報共有・会議

国内外の団体・機関と同制度に関する情報共有や各種連携活動を行いました。特に、韓国の団体と共同で開催した国際ワークショップ(10年5月、韓国で開催)では、国内問題として扱われてきた同制度問題をアジアレベルの問題として打ち出すことができました。

4. 国連人権理事会での問題提起

10年6月にジュネーブで開催された国連人権理事会に出席し、「労働者の権利侵害」「人身取引」の問題を提起しました。

ジュネーブでは協力団体のMFA(マニラ)と共同でブリーフィングを行い、同制度問題も含めた問題提起を行いました(10年6月)



アジア民衆パートナーシップ支援基金

アジア民衆パートナーシップ支援基金

厳しい自然環境、グローバリゼーション、資源の収奪に苦しむ先住民族に日本の適正技術と経験を

2010年度から助成を開始した「アジア民衆パートナーシップ支援基金」の支援対象事業のひとつ「民衆技術、地縁技術、伝統技術に携わる小農民や関係者同士の交流・相互研修」の一環として支援した事業をご紹介します。

ベンゲット州は、首都マニラから車で約6時間北上した山間地域に位置し、人口はおよそ58万人(2000年)。イバロイやカンカナイ族を中心に、複数の民族が暮らし、キャベツなど高地野菜の産地としても有名です。道路や電気、灌漑などのインフラ整備が遅れているうえ、長年にわたる農薬と化学肥料の大量投与により土壌が疲弊し、また中国からの安価な野菜との価格競争もあり、農民たちの生活状況はますます厳しくなっています。

さらに、この地域は金や銅などの地下資源に恵まれており、利権争いに翻弄されています。

日本のNGO「WE21」(神奈川県横浜市)では過去2回、鉱山問題の現地活動

家をフィリピンから招へいし、足尾銅山跡地の見学、鉱山跡地の森林再生に取り組む日本の市民団体との交流を行いました。現地活動家らは、日本では土壌改良のために炭を活用していることを知り、「現地では失敗が多い炭の製造技術、知られていない炭の効能について住民リーダーに伝えてほしい」と要望しました。

こうした経緯からWE21では先住民族の環境と伝統的コミュニティをサポートする市民の経験交流活動(詳細はp.10上段参照)を10年度から開始しました。

暮らしに余裕のない地域で住民が主体となって環境回復活動を行うためには、日々の暮らしにつながるものがないと、取り組みは困難です。そこで、もみ殻を活用し、安価なドラム缶を利用した炭焼きと、その際に抽出される木酢液の活用(農業に有効)を合わせ、農業専門家を含む日本の市民との経験交流事業を実施

しました。技術指導は、群馬県を拠点に、国際協力活動、環境保全活動を行う(特活)「土の会」代表理事の武藤貞夫氏が現地にて技術指導を行いました。

各地での研修を通じて、これまで灰になってしまうことの多かった炭焼きのコツを学び、木酢液と炭を活用できるようにしました。このほか、WE21のメンバーにより、学校での環境教育の授業などを実施しました。また鉱山問題についての聞き取りなどを行いました。



キブンガン郡ルボ村の鉱山跡地は湖になっています

16 スリランカ

南部に加え 北部ムラティブ県への 支援を開始

津波の女性被害者の自立と 開発プログラム【6年目】

実施団体:ウィルボタ女性貯蓄運動 Women's Savings Effort, Wilpotha (WSE)

2005年8月に開始された本事業は、10年末までに計16女性組織(514世帯)の設立を支援し、カナダからの支援で設立した7女性組織が加わり、同県内の3地区(ヒッカドゥワ、アクメーマナ、ハバラドゥワ)に計23女性組織、参加世帯は663世帯となりました。

1. 南部ゴール県で100世帯を選定

11年1月の調査の結果、ダダッラとジントタ地区の4村で100世帯を選定しました。住民の80%は漁業に従事し、平均月収は4,800~8,500ルピー(約3,287~5,820円)です。

2. 北部の被災女性への支援開始

2月に実施団体WSEの代表が、津波の被災地であり、26年続いた内戦の最後の戦闘(09年)の場でもある北部州のム

ラティブ県を訪問しました。住民たちは内戦時にジャングルに逃げ、多くが命を失いました。地元に戻った現在では、家や資産を失い、ボートや漁具もなく、日雇いや干物販売でわずかな日銭を稼ぎ、被災女性の60%が夫を亡くしています。そこで本年度は、メリティメパットゥ地区で164世帯を支援対象者に選定しました。

3. グループ支援と技術訓練

意識啓発ワークショップを開催し、計215人が参加しました。その後、7月末までにビジネス運営トレーニングを計12回、布絵付け、蚊帳、手工芸品、靴等製

造技術訓練(195人)を実施しました。これまでに7女性組織(264人)が設立され、各グループ基金に計100万ルピー(約68.46万円)を支援しました。簿記トレーニングは5月、7月に行われ、計35人が参加しました。

4. 民族の違いを越えた交流の促進

11年4月に南部の女性メンバーが活動33周年を迎えたWSE本拠地を訪問し、さらに7月には、南部(シンハラ人)と北部(タミル人)の受益者間交流会を行い、津波の被災経験や北部の厳しい状況など、民族を越えて学びあう、充実した2日間を過ごし、団結力が高まりました。

5. 子ども図書館、

絵画コンテスト、健診

ダダッラ(250冊)とピヤディガマ地区(125冊)に子ども図書館2カ所を開設しました。またダダッラの子ども68人と住民97人が国立病院による医師の健診を受ける支援を行いました。

11年2月に北部ムラティブ県を訪れ、被災女性たちと話し合いました



大和証券グループ津波復興基金

⑦ インドネシア

提携学校が25校に増加
子どもにやさしい
学校づくり進む

津波被害者の子どもを対象にした
教育支援と精神ケア【6年目】

実施団体:インドネシア家族計画協会
(IPPA)アチェ支部
Indonesia Planned Parenthood
Association(IPPA) Aceh

本事業では、2004年末のインド洋津波で大きな被害を受けたアチェ・ブサル県において、子どもの心のケアを日常的にコミュニティで実践するための環境整備とシステムづくりを中心に、子どもの学習支援も行ってきました。この活動は、専門家による訓練を受けた住民ボランティア(ヌサ村)と学校教師(プカン・バダ副地区)が主体となって行っています。

10年度は、これまで支援を行ってきたロクンガおよびプカン・バダ副地区内の提携学校が20校から25校に増えたことで、ケア・サービスを受けられる子どもの数を増加させることができました。

また、実施プロセスにおいて「子ども」

に重点を置くとともに、学校、教師、保護者、地域住民などが子どもの成長と将来に責任を持つよう、両親とコミュニティも参加できる内容としています。

1. ヌサ村での精神ケア活動

ヌサ村では、子どもの創造性を高めるため、ガラクタから写真立てを作ったり、天然石のネックレスやブレスレットを作る活動を行っています。また、日々の出来事や経験を日記につける活動も行っています。これらの活動には、特にケアが必要と認定された14人をはじめ、計30人の子どもが参加しています。また、11年4月には、ヌサ村の子どもたちが、東日本大震災で被災した日本の子どもたちに手紙を書きました(詳細はp.18参照)。

2. ヌサ村での地域活動

ヌサ住民ボランティアは、子どものケアや地域の開発、政策提言活動などについてのワークショップに参加し、能力向上に努めています。

11年5月に開催された村の住民会合には、20人が参加しました。会合では、地域の課題や、前回の会合で話し合われた



子どものケア活動は25校にまで拡大している

改善策の進捗状況などについて話し合いました。このほか、貯蓄・融資活動を行う女性グループの定期会合が毎月行われています。

3. 教師のワークショップ

プカン・バダ副地区では、51人の子どもが特別なケアが必要と特定されています。11年6月末までに、同地区の15校の計38人の教師がワークショップに参加し、問題を抱える子どものケア・トレーニングを受け、「ブレイン・ジム(左右の脳バランスを安定させるためのエクササイズ)」や体操の実践などについて学びました。

⑧ インド

被災した障がい者に
融資や職業訓練を提供

被災した身体障がい者の
若者、孤児の職業訓練と
経済的自立支援事業
【6年目】

実施団体:社会サービス
養蚕プロジェクト・トラスト
Social Service Sericulture
Project (SSSP) Trust

タミルナドゥ州ナガパティナム県の津波による死亡者数は、1万1,324人にのぼります。同県内の登録障がい者数は1万8,000人で、主産業の漁業や魚介類販売などの仕事をすることは難しく、読み書きができない人が雇用され収入を得ることはさらに困難な状態にあります。本事業では、被災した障がい者80人を対象に、職業技術訓練と零細規模融資の提供を行いました。

1. 零細規模ビジネス融資

54人を対象に、意識啓発トレーニングを行った後、55万6,000ルピー(約84.67万円)を回転基金から各ビジネス

活動に融資しました(1人あたり8,000~15,000ルピー、約1.2~2.2万円)。受益者は魚介類の小売、農業、小規模店舗、スナック販売、果物や野菜の小売、日雇い労働、自宅での縫製や刺しゅうビジネスを行うことにより、家計を助けることができました。

2. 縫製、刺しゅう技術トレーニング

縫製、刺しゅうなどの職業技術トレーニングに61人が参加しました。そのほか2人は自ら習得した職業技術でビジネスを行いました。



3. 福祉サービスの仲介

また、本事業では医療サービスや年金、バス定期券など自治体の福祉サービスを受ける仲介を行いました。

実施団体はその後もKameswaram、Seruthur、Pr. R. Puram、Viruthanchavady、Nagapattinam市、Akkarappetai、Nagoor、Sellurの各地で、受益者とその家族へのフォローアップ活動を行いました。以上の活動を通じ、身体障がい者の生計向上活動と収入向上活動

を目的とした職業技術訓練とビジネス活動を行う本事業の目標は、その85%を達成することができました。

ACTの支援で自然農業普及事業を行っているSARRAのレディー氏(左)がナガパティナムを訪問し、農業をしている受益者にアドバイスを行いました(11年4月)

皆さんどうか悲しまないで。僕たちも同じ経験をしたから。

東日本大震災後にアジア各国から届いたメッセージとご支援

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が失われました。復興への道りは始まったばかりです。

「大和証券グループ津波復興基金」の設定(05年3月)以降、ACTは現在まで被災国3カ国(スリランカ、インドネシア、インド)で復興支援を続けていますが、東日本大震災の発生数時間内に、現地パートナー団体から、われわれの安否を確認する連絡がACT事務局に入りました。地震、津波の恐ろしさを、身をもって体験した国の人々たちだからこそこの行動です。

南インドでは1,700人もの人々が追悼ミサで寄付

震災のショック、余震が間断なく続いていた中でしたが、3月末から4月上旬にかけ、ACT事務局の伊藤と鈴木は、インドネシア、インドの復興支援事業地を予定どおり訪問しました。その際、

ACT助成先のインドSSSPTの代表から、日本の地震・津波被災者への支援金として2,000米ドルが手渡されました。この支援金は、SSSPTの本拠地(タミルナドゥ州のディンディグル県)で理事長のジョセフ神父が執り行った3月16日の追悼ミサに参加した約1,700人もの近隣住民がひとり平均0.5ドルを寄付したほか、SSSPT関係者からも寄付されました。

ディレクターのヴェヌゴパル氏は「日本の人々の支援を受けている私たちインドも、同じアジアの隣人として少しでも役に立ちたい。今回の被災状況を神父から聞き、涙する女性たちもいました。」と話してくださいました。

義援金はACT事務局を受託しているACC21を通じて、「東北関東(東日本)大震災障害者救援本部」に寄付され、被災した障がい者の支援に活用されました。

アチェの子どもたちからの手紙

またインドネシアのアチェでは、ヌサ村の子どもたち13人が、日本の被災地の子どもに向けて書いた手紙がACTスタッフに手渡されました。その一部をご紹介します。

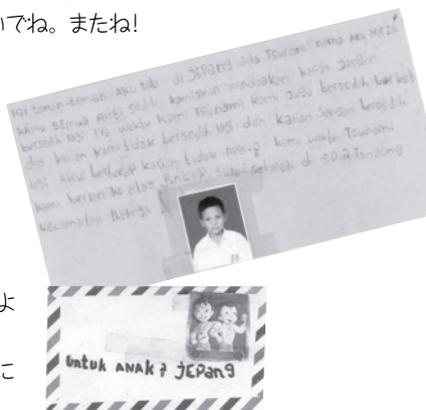
あなたたちの国は津波に遭いましたね。
でも、悲しまないでね。
僕はWAIDI(ワイティ)です。
皆に会って直接話したいけれど、
手紙を通してしか話せないことを残念に思います。
僕はみんなのことが好き!

みんながもう悲しまないことを願っています。
僕たちも、2004年12月26日に津波に遭っています。
—アハマッド・ズワイディ君より

日本の皆さん、こんにちは。
私はアデンです。

皆さんは今、悲しみの中にいますね。
でも、もう悲しまないでね。
私達も前に津波に遭ったことがあるのです。
でも、お祈りいただいたおかげで、
私達みんなの悲しみが癒えました。
皆さんももう辛く思わないでね。またね!
—アデンさんより

皆さん、こんにちは。
僕は日本に津波が来たことを知りました。
僕はミルザです。
皆、きっと辛いよね。
僕たちは、皆が辛いよように祈っています。
僕たちが津波の被害に



ミルザ君からの手紙

遭ったときも辛かったです。でも、皆さんのお祈りのおかげで僕たちは元気になりました。

だから、みんなも元気を出してね。
皆さんが無事であることを願っています。
僕たちは津波のときに峠に向かって逃げました。
僕はロクンガ郡にあるタンジュン第2小学校に通っています。
—ミルザ君より

アッサラーマライクム(こんにちは)。
日本の皆さん、こんにちは。
お元気ですか。
私達はインドネシアのスマトラ島バンダアチェ市ロクンガ郡ヌサ村に住んでいます。
僕、アクルは、ヌサ村の子どもです。
皆さんどうか悲しまないで。僕たちも同じ経験をしたから。
皆さんも耐えてお祈りをしなければなりません。
—アクル・D.君より



ヌサ村の子どもたち
(インドネシア語翻訳協力:高藤洋子氏)

2010年度(平成22年度) 収支報告

2010年度は、10年3月17日開催のACT運営委員会で決定した助成事業16件のうち15件(助成総額2,623万円、フィリピン6件、カンボジア4件、インド1件、ベトナム2件、スリランカ1件、日本1件)および、同年12月20日開催のACT運営委員会で決定した津波復興支援事業3件(決定助成額665万円、スリランカ、インドネシア、インド各1件)について、助成を行いました。

津波復興支援事業は、助成決定時期と助成実施年度が他の事業と異なるため、本年度中は、09年度事業(期間:10年1～12月)に対する繰越分229万円(うち「大和証券グループ津波復興基金」189万円、「スマトラ地域日本・インドネシア友好基金」40万円)と10年度事業(期間:11年1～12月)に対する助成決定額665万円のうち444万円(すべて「大和証券グループ津波復興基金」)の、計673万円が支出されました。

また、10年度には「ACT30周年記念シンポジウム」をはじめとしたACT30周年記念事業の実施に伴い、3カ国3団体より代表者を招へいしました。これに対し、計74万4,000円の追加助成を行いました。

以上、15件に対する2,623万円と津波関連事業3件に対する673万円、「ACT30周年記念シンポジウム」に対する74万4,000円の計3,370万4,000円が事業費として支出されました。

221万円が11年度に繰越されます。

1. 収支決算書(2010年4月1日～2011年3月31日)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	
収 入				
財産運用収入	345,000	300,570	44,430	
寄付金収入	12,500,000	11,938,600	561,400	
助成金戻入	0	264,819	△264,819	
元本取崩	52,975,000	44,312,324	8,662,676	
合 計	65,820,000	56,816,313	9,003,687	
支 出				
事業費	一般ファンド	2,370,000	2,020,000	350,000
	特別ファンド	39,210,000	31,684,000	7,526,000
	(小 計)	(41,580,000)	(33,704,000)	(7,876,000)
事務費	会議費	700,000	176,120	523,880
	印刷費	1,500,000	1,061,491	438,509
	通信費	200,000	31,175	168,825
	事務委託費	5,595,000	6,883,234	△1,288,234
	調査費	1,000,000	2,000,000	△1,000,000
	雑 費	300,000	212,838	87,162
	信託報酬	2,100,000	1,969,696	130,304
	(小 計)	(11,395,000)	(12,334,554)	(△939,554)
合 計	52,975,000	46,038,554	6,936,446	
当期収支差額	12,845,000	10,777,759	2,067,241	

2. 貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方		
項 目	金 額	項 目	金 額	
信託財産	362,560,283	基本信託財産	382,521,947	
(内 訳)	貸付信託	0	運用信託財産	13,572,901
	金銭信託	362,560,283	当期信託利益	△33,534,565
計	362,560,283	計	362,560,283	

3. 一般・特別基金の財務状況

	一般基金	スマトラ地域 日本・ インドネシア 友好基金	吉川春壽 記念基金	梅本記念 アジア 歯科基金	アジア 医療保健 協力基金	渡辺豊輔 記念熱帯病 医療研究 基金	小池正子 記念慈善 基金	安田・諏合・ 今野・喜種 記念教育 基金	湯川記念 奨学基金
		前期末基金残高(1)	48,755,846	5,590,931	6,128,405	36,228,158	41,708,136	17,700,371	8,309,353
収入の部									
運用収益	29,747	3,479	2,443	23,329	28,971	11,773	4,932	3,572	110,110
寄付金	1,888,600			20,000					
助成金戻入				264,819					
信託財産取崩収入(2)	5,171,460	525,549	3,738,075	710,822	3,828,215	1,770,953	1,000,000	2,993,601	2,700,657
計(A)	7,089,807	529,028	3,740,518	1,018,970	3,857,186	1,782,726	1,004,932	2,997,173	2,810,767
支出の部									
事業費 助成金	2,020,000	400,000	3,035,000	470,000	3,240,000	1,410,000	1,000,000	2,799,000	2,200,000
小計	2,020,000	400,000	3,035,000	470,000	3,240,000	1,410,000	1,000,000	2,799,000	2,200,000
事務費 会議費	114,200			61,920					
印刷費	1,061,491								
通信費	31,175								
事務委託費	1,490,257	125,549	703,075	178,902	588,215	360,953		194,601	500,657
調査費									
雑費	210,871								
信託報酬	243,466	28,076	19,085	188,195	204,614	88,952	39,258	29,405	426,912
小計	3,151,460	153,625	722,160	429,017	792,829	449,905	39,258	224,006	927,569
計(B)	5,171,460	553,625	3,757,160	899,017	4,032,829	1,859,905	1,039,258	3,023,006	3,127,569
当期収支差額(A)-(B)=(3)	1,918,347	△24,597	△16,642	119,953	△175,643	△77,179	△34,326	△25,833	△316,802
当期末基金残高(1)-(2)+(3)	45,502,733	5,040,785	2,373,688	35,637,289	37,704,278	15,852,239	7,275,027	4,379,365	79,759,286

(単位:円)

特別基金									合 計
三原富士江 記念基金	山田伸明・ 倫子記念 基金	撫養己代子 記念教育 振興基金	大和証券 グループ 津波復興 基金	藤田徳子 記念基金	光山恭子 すこやか基金	青野忠子 メモリアル 教育基金	伊原隆 記念基金	アジア民衆 パートナー シップ 支援基金	
29,104,162	19,698,766	6,842,490	17,309,499	23,105,541	7,640,076	8,809,537	8,952,789	20,035,244	396,094,848
16,782	11,551	3,706	9,718	13,796	4,584	5,118	4,885	12,074	300,570
			10,000,000					30,000	11,938,600
									264,819
2,412,930	2,404,023	3,117,890	8,331,967	1,203,728		438,582	1,463,872	2,500,000	44,312,324
2,429,712	2,415,574	3,121,596	18,341,685	1,217,524	4,584	443,700	1,468,757	2,542,074	56,816,313
1,600,000	1,770,000	2,600,000	6,330,000	780,000		400,000	1,150,000	2,500,000	33,704,000
1,600,000	1,770,000	2,600,000	6,330,000	780,000		400,000	1,150,000	2,500,000	33,704,000
									176,120
									1,061,491
									31,175
812,930	634,023	517,890		423,728		38,582	313,872		6,883,234
			2,000,000						2,000,000
			1,967						212,838
145,474	97,706	31,153	84,719	120,122	40,118	44,492	41,842	96,107	1,969,696
958,404	731,729	549,043	2,086,686	543,850	40,118	83,074	355,714	96,107	12,334,554
2,558,404	2,501,729	3,149,043	8,416,686	1,323,850	40,118	483,074	1,505,714	2,596,107	46,038,554
△128,692	△86,155	△27,447	9,924,999	△106,326	△35,534	△39,374	△36,957	△54,033	10,777,759
26,562,540	17,208,588	3,697,153	18,902,531	21,795,487	7,604,542	8,331,581	7,451,960	17,481,211	362,560,283



寄付金・会費には税金(所得税、法人税)が控除されます アジアの人々に“愛”を届けませんか

ACTの活動は、皆様からのご寄付により成り立っています。
ひとつの事業がそこに暮らす人々の生活の改善につながります。
あなたの“思い”そして“愛”をアジアの人々に届けませんか?

ACT へのご寄付の方法

ACTは「認定特定公益信託」として認定されており、賛助会費・ご寄付には税法上の優遇措置が適用されます。希望される方は事務局までお問い合わせください。

賛助会員	一般寄付	特別基金(1,000万円以上のご寄付の場合)
ACT事業を継続的に支えていただく会員 【年会費】 個人：1万円/口より 団体・法人：5万円/口より 特別賛助会員：10万円/口より	定期、不定期を問いません。 金額はご自由です。	寄付者が希望される名称を冠して特別基金を設定し、支援対象国、事業分野を指定できます。ACT設立以来22基金が設定されています。詳しくは、p.23「特別基金」のご紹介をご覧ください。なお、遺言信託による基金の設定など、ACT受託銀行5行でご相談を受けています。

寄付金および賛助会費のご送金先

【郵便為替】口座番号：00100-6-19755
加入者名：公益信託アジアコミュニティトラスト
または、次の5行の窓口でもお取り扱いいたします。
中央三井信託銀行、三菱UFJ信託銀行、住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行

お願い

●会員の皆様へ

ご住所・お電話番号などを変更された場合は、ACT事務局までご連絡ください。

●特別基金を指定して寄付される場合

特別基金「梅本記念アジア歯科基金」および「アジア民衆パートナーシップ支援基金」に指定寄付される際は、事前に下記受託行(もしくはACT事務局)にご連絡ください。

【連絡先】〒100-8212

東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行(株)

リテール受託業務部 公益信託グループ

Tel:03-3212-1211 Fax:03-6214-6253

ご寄付を頂いた方々

2010年4月1日から11年3月31日までの間に、1,193万8,600円にのぼるご寄付(信託金)を、次の個人・企業・団体からいただきました。心から感謝申し上げます。(敬称略、五十音順)

■ 賛助会員(1口1万円、^{クチスウ}内は口数)

【合計：18名 25口 25万円】

秋山 昌廣/阿部 艶/太田 達男(7)/大西 一郎/
毛原 清/小林 薫/佐藤 淳/高山 章大/土肥 寿員/
樋口 妙子(2)/星野 隆/松村 清子/森岡 茂夫/
山岡 義典/山本 秀樹/吉岡 孝行/和久井 利員/
鷲野 勝彦

■ 一般基金へのご寄付

【合計：163万8,600円】

赤松 温行・郁子/神田外語大学 CUP /
神田外語大学幕チャリ2010会場 ACTブースでのご寄付
巽 裕子/松井 朝子/匿名2名

■ 特別基金へのご寄付

【合計：1,005万円】

「アジア民衆パートナーシップ支援基金」へのご寄付
岡山 稔

「梅本記念アジア歯科基金」へのご寄付
小原 裕・幸子

「大和証券グループ津波復興基金」への追加寄付
株式会社大和証券グループ本社

支援したい事業分野、地域・国を指定できる 「特別基金」のご紹介

2011年12月末現在、22の特別基金が設定されています。(うち5基金^(注)は助成を終了。基金名の下は当初設定金額)

青少年の育成や教育

青野忠子メモリアル教育基金 (1,000万円)	アジア地域における教育の振興および青少年の健全育成に寄与する事業を行うことを目的に、2007年2月に設定。	
光山恭子すこやか基金 (1,000万円)	アジア諸国における医療・保健衛生および社会福祉の向上に寄与する事業を行うことを目的に、2006年7月に設定。	
撫養己代子記念教育振興基金 (1,670万円)	故撫養己代子氏の遺志を受け、アジア諸国の教育の振興と青少年の健全育成に寄与することを目的に、2003年1月に設定。	
湯川記念奨学基金 (1億1,193万8,207円)	アジアとゆかりの深かった故湯川良俊氏の遺志を受け、アジア地域の教育を振興する目的で、1997年5月に設定。	
安田・諏合・今野・喜種記念教育基金 (1,000万円)	元看護師である安田千代子、今野たけ、喜種文江の三氏がアジア地域の子どもの教育振興を目的に、1994年11月に設定。	
スマトラ地域 日本・インドネシア友好基金 (1,300万円)	北スマトラ・メダン市の「スマトラ地域日本・インドネシア友好協会」(1995年解散)により、「スマトラ地域の教育・開発支援」を目的として、80年6月に設定。	

医療・保健衛生や社会福祉

藤田徳子記念基金 (2,947万3,304円)	故藤田徳子氏の遺志により、アジア諸国における医療・保健衛生の向上および貧困家庭児童・生徒への教育支援を行うことを目的に、2005年12月に設定。	
山田伸明・倫子記念基金 (3,000万円)	アジア諸国における医療の向上と教育の振興に寄与することを目的に、2002年9月、山田伸明氏の拠出金により設定。	
三原富士江記念基金 (5,000万円)	故三原富士江氏の遺志を受け、アジア諸国の医療・保健衛生の向上および教育・文化の振興を目的として、1999年4月に設定。	
小池正子記念慈善基金 (1,000万円)	故小池正子医師により、アジア諸国における医療・保健衛生の向上に寄与する事業に助成を行うため、1989年5月に設定。	
渡辺豊輔記念 熱帯病医療研究基金 (2,500万円)	生涯を熱帯病医学にささげた故渡辺豊輔氏の亡くした故渡辺麗子氏の遺志により、アジア地域での医療および保健活動の振興を目的として、1988年1月に設定。	
アジア医療保健協力基金 (5,000万円)	アジア地域における医療および保健活動の振興を目的として、1986年7月に設定。	
梅本記念アジア歯科基金 (3,000万円)	国内外でのハンセン病患者に対する歯科診療に生涯をかけた元大阪歯科大学教授、故梅本芳夫博士の理念と事業を継承し、アジア諸国におけるハンセン病対策とこれら諸国の福祉向上に寄与することを目的として、1983年6月に設定。	
吉川春壽記念基金 (1,000万円)	故吉川春壽氏(元東京大学医学部長)の遺志により、アジア諸国における医療・保健衛生および教育の向上に寄与する事業への助成を目的に、1982年5月に設定。	

社会開発や農業の振興など

アジア民衆 パートナーシップ支援基金 (2,000万円)	アジア、とくに日本が第二次世界大戦中に多大な被害を与えた国々の民衆と日本人が交流し、経験・知見の共有を通して共に成長・発展しようとする諸活動を支援することを目的として、2009年8月に設定。	
大和証券グループ津波復興基金 (1,000万円)	2004年12月のスマトラ沖地震・津波で被災したインドネシア、スリランカ、インド各国被災地域の社会生活基盤の再建を10年間にわたり支援するため、大和証券グループにより05年3月に設定。特に子どもの心のケアと教育機会の提供、マイクロファイナンス事業を通じた経済・生活基盤の再建事業を支援する。	

分野の指定なし

伊原隆記念基金 (1,000万円)	日本を代表する数学者である伊原康隆東大名誉教授が、亡父、伊原隆氏から相続した財産を広く社会に役立てたいと考え、分野を指定せず、2008年11月に設定。	
-----------------------------	---	--

(注) 永井信孝国際井戸基金(2003年度に助成終了)、ソニーアジア基金(2002年度に助成終了)、望月富昉・静江記念生活環境改善助成基金(2008年度に助成終了)、真我アジア教育基金(2010年度に助成終了)、鷲野恒雄記念基金(2010年度に助成終了)

ACTとは

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)は、アジア諸国の民間の自助努力に対して民間レベルで協力するために、1979年に設立されたわが国最初の**コミュニティ型の公益信託**です。ACTは、その活動趣旨に深い賛同を示されて当初の信託金を出捐された、故今井保太郎氏(神奈川県横浜市)、(財)MRAハウス(東京都港区)のご厚意により発足しました。「**公益信託**」とは、寄付金を信託銀行や銀行に信託し、その運用益または元本を公益活動に充当する制度のことです。そして「**コミュニティ型公益信託**」とは、同じアジアに暮らす日本人や団体からの信託金(寄付金)に基づき、特別基金等を設置し、これら基金からの資金を使って必要な団体や事業を支援する仕組みのことです。

ACTは、寄付者・基金設定者の方々のご意思を最大に生かすべく、以下の仕組みで援助を行います。

1. お預かりしたご寄付金(信託金)は、受託者である「信託銀行」が管理します。
2. 援助の候補事業の発掘は、経験豊かな「事務局」が担当します。
3. 援助事業の選考は、アジアの社会開発や日本の国際協力等に高い見識を有する学識経験者・専門家より構成される「運営委員会」が当たります。
4. ACT全体の適正な運営を確保するため、「信託管理人」が監視役を果たします。

皆様のご寄付金が確実な効果を生み出せるよう「運営委員会」の助言の下、「事務局」スタッフは、アジア各地を毎年訪問し、援助対象となる候補組織と事業の運営体制と現場を確認します。援助決定後は、事業の進行状況をモニターしていきます。そして、支援対象事業がモデルとなり、アジアの他の国でも広まることできるように、ときには、助言・指導を行います。

ACTは、「認定特定公益信託」の資格を付与されており、ご寄付・賛助会費には税制上の優遇措置が受けられます。税控除をはじめ、ご寄付等のご質問、ご相談につきましては、受託銀行の窓口、またはACT事務局までお問い合わせください。

■運営委員会 (2011年12月末現在)

- 大場 智満 (委員長)
(財)国際金融情報センター 顧問
- 山本 正 (公財)日本国際交流センター 理事長
- 廣野 良吉 成蹊大学 名誉教授
- 秋尾 晃正 一般財団法人国際センター 理事長
- 堀内 光子 文京大学大学院 特別招聘教授
- 野中 章弘 アジアプレス・インターナショナル 代表/
立教大学 教授

■信託管理人

太田 達男 (公財)公益法人協会 理事長

■主務官庁

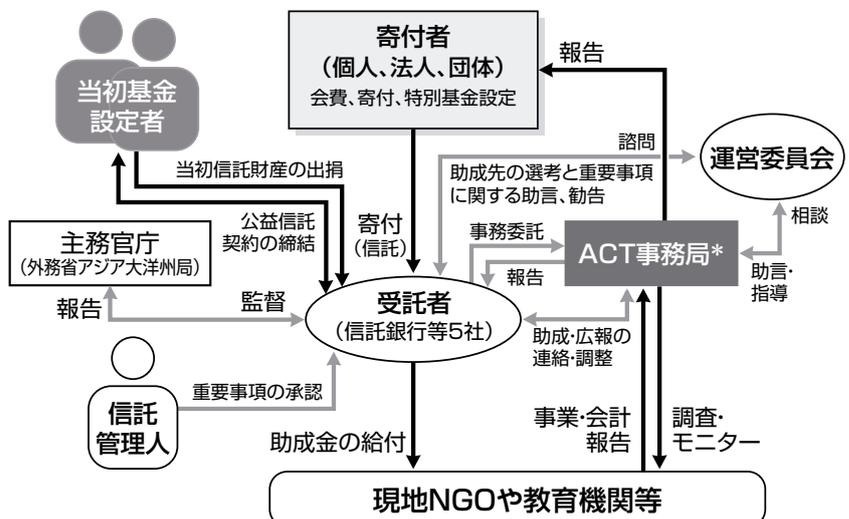
外務省アジア大洋州局地域政策課

■受託者

- 中央三井信託銀行(株) リテール受託業務部
東京都港区芝3-33-1 TEL: 03-5232-8911
- 三菱UFJ信託銀行(株) リテール受託業務部
東京都千代田区丸の内1-4-5 TEL: 03-3212-1211
- 住友信託銀行(株) リテール企画推進部
東京都千代田区丸の内1-6-1 TEL: 03-3286-8218
- みずほ信託銀行(株) 個人営業推進部
東京都中央区八重洲1-2-1 TEL: 03-3274-9210
- (株)りそな銀行 信託サポートオフィス
東京都江東区木場1-5-65 TEL: 03-6704-3325

■事務局

- (特活)アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)
ACT事務局長 伊藤 道雄(ACC21代表理事)
- チーフ・プログラム・オフィサー 鈴木 真里(ACC21事務局長)
- プログラム・オフィサー 西島 恵
- アシスタント・プログラム・オフィサー、広報 辻本 紀子
- 広報 清水 恭子



*事務局は、申請書の収集、事業発掘調査、モニタリング、助成決定に関わる資料の作成、助成先との連絡などを行っています。

最新情報

1) 神田外語大学 CUP メンバーがカンボジア ACT 助成事業地を訪問

2010年11月に、神田外語大学(千葉市美浜区)の学生ボランティア団体CUP(Create Universal Peace)のメンバー12人がカンボジアを訪問しました。

CUPは、幕張地区の企業や地域住民から提供された服、食器、書籍などの販売、有志グループによる飲食ブースの出展などを行う「幕張チャリティ・フリーマーケット」(通称、幕チャリ)を主催し、その収益金を06年以降ACTに毎年ご寄付くださっています。11年10月には同大学園祭「浜風祭」にて行われた幕チャリの売上をご寄付いただきました。これまでのご寄付の総額は、759万2,420円(11年12月末現在)にのびります。

今回の訪問では、ACTの助成金が、何千世帯もの貧しい農家の生活改善に役立ち、状況が改善される事例を視察しました。参加したメンバーは実際に受益者の方々のお話を聞き、CUPからの寄付が現地で活かされていることを実感することができました。

2) 「グローバルフェスタ JAPAN2011」での ACT 活動紹介

国際協力に携わる市民団体(NGO)や政府・国際機関が一堂に会する日本最大規模のイベント「グローバルフェスタ JAPAN2011」が、11年10月1・2日に、日比谷公園で開催されました。21回目となる今回は、参加者総数11万5千人、参加団体数は約220団体となりました(主催者発表)。数多くのブースが立ち並び、ACT事務局をつとめるACC21は広報ブースにおいて、ACTの諸活動を紹介しました。ブースにお立ち寄りいただいた皆さま、ボランティアとしてお手伝いいただいた方々に、この場を借りて御礼申し上げます。

3) 「アジア民衆パートナーシップ支援基金」2012年度助成事業の公募開始

2012年度の「アジア民衆パートナーシップ支援基金」助成事業の公募を11年11月より開始しました(12年1月16日締切)。当基金では、アジア、とくに東および東南アジア諸国のうち、日本が第二次世界大戦中に多大な被害を与えた国々の民衆と日本の人々が交流し、経験・知見の共有を通して共に成長・発展しようとする事業を対象としています。詳しくは、ACTホームページ(<http://acc21.org/act>)をご確認ください。



生計向上のため養魚を行う村人の餌やりの様子を見学する神田外語大 CUP のメンバー



グローバルフェスタ出展ブースでは、ACTの活動紹介や事業地の手工芸品の販売などを行いました



「アジア民衆パートナーシップ支援基金」の10年度助成事業の様子(実施団体:WE21、詳細はp.10上段参照)

ACT事務局からのお知らせ

ACTの活動について、より多くの皆様を知っていただくために、次のような活動を通年で行っています。お気軽にお問い合わせください。



1. ACT 広報ビデオ「あなたの思いをアジアに」の貸し出し

ACTの仕組みと支援活動の事例を分かりやすく紹介した広報ビデオを貸し出しております(送料はご負担願います)。ビデオには東南アジアの最貧困層の人々が、夢を持ち自立のために日々奮闘する姿が収録されています。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

2. ニュースレター「ACT NOW」、年次報告書の発行と配布

ニュースレター「ACT NOW」は、ACT支援事業の最新情報やアジアの現状を伝えるニュースレターです。また年次報告では、ACTの1年間の活動をお伝えいたします。どちらも年1回の配布です。ご希望の方には無料で送付しますので、事務局までお名前、郵送先をご連絡ください。

3. 学習会・報告会の開催

ACTの支援事業についての報告や、実施団体である現地NGOの代表などが来日した折に、学習会・報告会を開催します。最新

の学習会・報告会のご案内については、ACTのHP(<http://acc21.org/act>)または事務局ACC21のHPをご覧ください。

4. 出張講演

アジア諸国の開発現場やACTおよび地元NGOの活動等の現状についての報告や講演をご希望される場合には、事務局までお気軽にご相談ください。経験豊かな職員を派遣させていただきます。

5. CSR活動を応援します「ACT特別基金」

「大和証券グループ津波復興基金」は、2004年末のインド洋津波被災地域の長期的復興のため、05年に設定されました。以来、毎年1,000万円ずつ10年間の予定で継続的支援を行っています。

このように、貧困、環境、医療などの様々な問題にステークホルダーとして取り組みたいとお考えの企業のCSR活動がACT特別基金で実現できます。1,000万円以上のご寄付で特別基金の設定が可能です。事業分野や対象国、基金名を指定できます。お気軽に事務局までご相談ください。



ご要望があれば紹介パンフレットを無料でお送りします



公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) 事務局

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館1階
(特活)アジア・コミュニティセンター21 (ACC21)内

TEL: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692

E-mail: act-info@acc21.org ホームページ: <http://acc21.org/act>